

**感染症に対応した
事業継続計画（BCP）作成
ガイドライン**

2016年2月

一般社団法人 日本ビルディング協会連合会

目次

はじめに	2
第1章 BCPガイドラインの作成上の留意点	3
第2章 新型インフルエンザなどの感染症	4
2.1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)	4
2.2 インフルエンザの基礎知識	5
2.3 新型インフルエンザのパンデミックと被害想定	6
2.4 新型インフルエンザ等対策特別措置法	8
第3章 感染症対応BCPの作成手順	10
3.1 関係者の範囲と役割	10
3.2 本ガイドラインにおける感染フェーズの設定	12
3.3 実施事項一覧	13
3.4 本社の取組み	20
3.5 継続業務・休止業務の分類とその運営方法	28
3.6 感染予防策	35
3.7 感染拡大防止策	38
3.8 業務委託関連会社対応（共通）	44
3.9 業務委託会社対応（個別業務）	46
【参考】 感染予防具の選別基準と用品別の詳細	49
第4章 感染症対応BCPの運用	59
4.1 企業としてのBCPと各ビルのBCPの関係	59
4.2 事業継続管理（BCM）における位置付け	59
4.3 リスクコミュニケーション	61
4.4 ビル内で感染者が出た場合の対応	62
【情報等参照先一覧】	64
【参考資料】	65

はじめに

近年、MERS（マーズ）やSARS（サーズ）、エボラ出血熱など世界的にさまざまな感染症が発生するなかで、ビジネスのグローバル化などにより海外との交流が活発になっています。このためオフィスビルでは多様な感染症に関する基礎的な情報を整備しておくとともに、それらに対応するための事業継続計画（BCP）の策定を検討しておく必要があります。

また、2012年には新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定により、さまざまな感染症にも対応する体制が整い、法に基づいてガイドラインに対応する必要が生じています。

こうしたことから、連合会ではオフィスビルのさまざまな感染症への対応力を強化して社会的機能を維持するため、2010年に作成した「新型インフルエンザに対応した事業継続計画（BCP）作成ガイドライン」を改訂して、本ガイドラインを作成いたしました。

本ガイドラインは、オフィスビルにおいて感染症対応のBCPを策定する際の参考となるよう、実務的な内容を中心として取りまとめたものです。

作成に当たっては一般社団法人東京ビルディング協会の協力を得ました。

ビル事業者の皆様がビルの特性に合わせてこのガイドラインを活用し、BCPの作成を進めていただければ幸いです。

最後に、このガイドライン作成に関して、監修を頂いた国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際医療協力局 和田耕治医師と東北大学災害科学国際研究所 丸谷浩明教授に心から感謝申し上げます。

平成28年2月

一般社団法人日本ビルディング協会連合会
会長 高木 茂

第1章 BCPガイドラインの作成上の留意点

本ガイドラインが想定する感染症は、人類が免疫を持っていないことなどにより、パンデミック（世界的な大流行）を引き起こすなど感染性が高く、症状の程度が重篤で生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるものとする。本ガイドラインではこれらを「感染症（新型インフルエンザ等）」とする。パンデミックになると社会的・経済的にも甚大な影響をもたらす可能性があるが、過去にパンデミックを引き起こした感染症としては、19世紀に交通網の発達により世界各地で流行したコレラ、20世紀に入って流行したスペイン・インフルエンザ、最近の例では2009年の新型インフルエンザA（H1N1）などが挙げられる。

人類は、医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症を克服してきた。しかし新たな感染症の出現や、既知の感染症の再興など、感染症は今なお人類の脅威となっている。

2009年の新型インフルエンザ流行後、わが国では新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、新型インフルエンザに対する行政の対応方法が整備されるとともに、未知の感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様の社会的影響が想定される場合にも、特措法が適用されることとなった。ビル事業者は特措法に基づく緊急事態宣言の発令等に備える必要がある。こうしたことから、感染症に対応したガイドラインを作成することとした。

感染症は世界中のどこかで発生して順次拡散するものであり、わが国のビル所在地域で流行するまでには通常必要とされる対応が可能である。ビル事業者はビルの立地や店舗・集会施設の有無などビルの特性に合わせてBCPの作成を検討することが必要である。

BCPを作成するに当たっては以下の点に留意する必要がある。

- ① ビル事業者は、テナントに対する対策、来館者に対する対策だけでなく、立地する地域など広範囲の対応が必要であること。
- ② ビルの閉鎖などにより、賃料の減額など経営上の課題に発展する可能性もあり、こうした視点からもBCPを作成して的確な運用を図る必要があること。
- ③ ビル事業者やテナントの従業員等の人命安全を最重要事項として事業継続を図るべきこと。
- ④ パンデミックとなる感染症の発生時にはビル運営を担う社員や関係会社の従業員が同時に欠勤するという事態を想定する必要があること。
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって、まん延防止のため施設の利用中止や外出抑制が要請される可能性にも留意する必要があること。
- ⑥ 感染症は流行期間が長期となり、一波だけではなく数回繰り返され、全体の期間も1年から1年半断続的に続く可能性があること。
- ⑦ 最悪の場合、影響が社会的に広範囲となり、社会機能の低下やサプライチェーンに被害が生じる可能性も否定できないこと。

第2章 新型インフルエンザなどの感染症

2.1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)

「感染症法」^{(*)1}は、予防と患者の医療に必要な措置を定め、発生を予防し、まん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。症状や感染力などによって、既知の感染症を一類から五類に分類する。さらに新たな感染症で、影響が大きいものは「新感染症」に、一類から三類相当の対応が必要と判断されるものは「指定感染症」に、及び新たなインフルエンザは「新型インフルエンザ等感染症」に指定される。

これらの感染症に分類されると、下表のような措置が取られるが、特に影響度の大きいもの（主に一類から三類及び新型インフルエンザ等感染症）では、⑥入院の勧告・措置、⑦就業制限、⑧健康診断の勧告・実施、⑬建物の立入制限・封鎖、⑯外出の自粛の要請や、①～③では検疫法による、強い措置が取られる。

分類と代表的疾病名 (平成26(2014)年1月30日現在)		(【法】法令指定、【政】政令指定、【省】省令指定)
一類感染症	感染力と罹患した場合の重篤性等に基づく総合的観点から見た危険性の程度に応じて分類	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症		【法】急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、結核、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
三類感染症		【法】腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、バラチフス
四類感染症	一類～三類感染症以外のもので、主に動物等を介してヒトに感染	【法】E型/A型肝炎、狂犬病、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9を除く)、ポツリヌス症、マラリア 【政】ウエストナイル熱、デング熱、日本脳炎、発しんチフス、レジオネラ症
五類感染症	国民や医療関係者への情報提供が必要	【法】季節性インフルエンザ、ウイルス性肝炎(E/A型を除く)、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん 【省】アメーバ赤痢、感染性胃腸炎、急性脳炎、クラミジア肺炎、水痘、性器ヘルペス、手足口病、破傷風、百日咳、風しん、淋菌感染症
指定感染症	一類から三類感染症と同等の措置が必要なもの	(現在は該当なし)
新感染症	ヒトからヒトに伝染する未知の感染症	(現在は該当なし)
新型インフルエンザ等感染症	新たにヒトからヒトに伝染 長期間流行がなかったものが再興	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 【法】新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ

【参考】1999年以降、一類感染症の国内発生はない。
出所：厚生労働省健康局結核感染症課「感染症の範囲及び類型」平成26年3月 資料をもとに改編（*2）

分類	実施できる措置等																
	① 隔離(検疫法)	② 停留(検疫法)	③ 検査(検疫法)	④ 無症状保菌者への適用	⑤ 疑似症患者への適用	⑥ 入院の勧告・措置	⑦ 就業制限	⑧ 健康診断の勧告・実施	⑨ 生活用水の使用制限	⑩ ネズミ、昆虫等の駆除	⑪ 汚染された物件の廃棄等	⑫ 汚染された場所の消毒	⑬ 建物の立入制限・封鎖	⑭ 交通の制限	⑮ 健康状態の報告要請	⑯ 外出の自粛の要請	
一類感染症	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○				
二類感染症			▲		◎	△	○	○	○	○	○	○					
三類感染症							△	○	○	○	○	○					
四類感染症										○	○	○					
五類感染症																	
新型インフルエンザ等感染症	○	○	○	○	○	△	○	○	■	■	○	○	■	■	○	○	○
指定感染症	一類から三類感染症に準じた対人、対物措置(延長含め最大2年間に限定)																
新感染症	厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応を個別に指導・助言 又は 一類感染症に準じた対応(政令で規定)																
【凡例】▲：鳥インフルエンザH5N1/H7N9は対象。◎：政令で定めるもの。△：都道府県知事が必要と認めるとき。 ■：2年以内の政令で定める期間に限り、政令に定めるところにより適用できる、政令により一類感染症相当の措置も可能。																	
出所：厚生労働省健康局結核感染症課「感染症の範囲及び類型」平成26年3月 資料をもとに改編（*2）																	

*1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」P64 資料1参照

*2 「感染症の範囲及び類型」P64 資料5参照

2.2 インフルエンザの基礎知識

ヒトに感染するインフルエンザは、季節性インフルエンザ、鳥インフルエンザ、及び新型インフルエンザなどと区別される。

1) 季節性インフルエンザ

主に毎年冬場（12月～翌年3月）に流行するインフルエンザを季節性インフルエンザという。症状の似た「風邪」に比べて、急速に体調が悪化し、全身症状が強い点が特徴である。季節性インフルエンザは、2～5日の潜伏期間のあと比較的急速に38度以上の高熱（3～7日間程度）や悪寒、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠、食欲不振等、全身の症状や咳やくしゃみ等の症状を伴う。普通は約1週間程

項目	風邪	季節性インフルエンザ	鳥インフルエンザ*3)	新型インフルエンザ
発病	軽微	比較的急速	急速	急速
症状(典型例)	微熱、鼻・咽頭の乾燥感 くしゃみ、鼻水等	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器 症状 頭痛、関節痛、全身倦怠 感等	季節性インフルエンザに 酷似するが、 多臓器不全等重篤の 場合もある	発生後に確定
潜伏期間	1～3日	2～5日	発生後に確定	発生後に確定
感染性	あり	あり(風邪より強い)	ヒト-ヒトの持続的感染 は未確認	強い
発生状況		流行性	限定的	大流行性/パンデミック
致死率*1)	-	0.1%以下	暫定:H5N1:60% 暫定:H7N9:20-24%	発生後に確定*2)
*1) 致死率＝一定期間における(当該疾病による死亡者数÷当該疾病の罹患患者数)				
*2) 過去の事例 1918～57年スペイン・インフルエンザ 約2% 1957～77年アジア・インフルエンザ 約0.5%				
*3) H5N1, H7N9(感染症2類)の場合				
出所:「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」の「参考:表1」より改編				

度で快復するが、高齢者や乳幼児、心臓や呼吸器等に慢性の病気を持つ場合には肺炎や気管支炎等により、死に至ることもある。厚生労働省によれば、主に高齢者を中心に年間約1万人程度がインフルエンザをきっかけにして亡くなっているとされる。また、感染力が強いため、いったん流行すると感染が拡大すること（学級閉鎖など）も特徴として挙げられる。

インフルエンザの原因であるインフルエンザウイルスは、A、B、C型に大別される。このうち通常問題となるものは、A型とB型である。最近の流行では、A型では2009年と2013～2014年の(A/H1N1.2009)と、2014～2015年の(A/H3N2)(香港型)があり、同時にB型も流行した。流行の時期はA型とB型でずれることが多い。新型インフルエンザの発生で課題となるのはA型である。

2) 鳥インフルエンザ

ヒトのA型インフルエンザウイルスは鳥インフルエンザウイルスに由来する。インフルエンザはヒトだけではなく鳥や豚等の動物の間でも流行する。鳥インフルエンザウイルスは、主に野生水鳥を自然宿主とし、フン等の排泄物を介して他の鳥へと感染を広げるが、多くの場合ウイルスは水鳥に対して無害で発症しない。しかし、家禽類（鶏等）がH5型やH7型の鳥インフルエンザに感染した場合、強い感染力と高い致死率の事例が報告されている。このように危険性が高い場合を、「高病原性鳥インフルエンザウイルス」という。2003年以降、高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の感染が東南アジアからアフリカやヨーロッパ等の鳥へと世界的に広まっている。日本でも2014年に、宮崎県・熊本県・鹿児島県・山口県等で家禽や渡り鳥からH5型が検出され、鶏が処分された。2013年以降中国を中心に、ヒトには強い病原性を持つが鳥には低い低病原性鳥インフルエンザ(H7N9)の感染も報告されている。

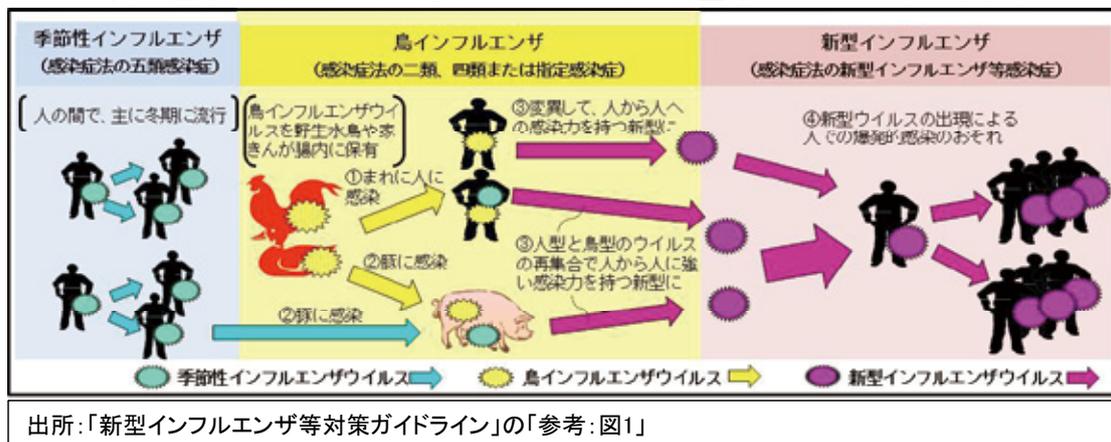
さらに、鳥インフルエンザ(H5N1)や(H7N9)のヒトへの感染事例が世界で報告されている。それらの事例ではヒトの致死率は非常に高い(20%～60%)とされる。過去20世紀に発生しパンデミックになった新型インフルエンザがいずれも鳥インフルエンザを起源とす

る事から、鳥インフルエンザの動向に世界中が注目している。（鳥インフルエンザがヒトに感染すると、感染症法の四類鳥インフルエンザとされ、高病原性のH5N1とH7N9は二類に指定される。）

3) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザは、動物、特に鳥類や豚が感染していたインフルエンザウイルスが変異を起こし、容易にヒトからヒトに感染することによって引き起こされる新たなインフルエンザである。人類が過去に感染したことがなく、多くの人々が免疫を持っていないため、感染が広がり、さらに感染すると重症化するリスクが高い。過去の歴史から世界的な大流行が心配されるのはA型ウイルスとされる。例えば、1918年（スペインインフルエンザA/H1N1亜型）、1957年（アジアインフルエンザA/H2N2亜型）、1968年（香港インフルエンザA/H3N2亜型）、2009年（インフルエンザA/H1N1）の事例がある。しかし、流行で多くの人々が新型インフルエンザに対して免疫を獲得するにつれ、このような新型インフルエンザも、季節的な流行を繰り返すようになってくる。

季節性インフルエンザ・鳥インフルエンザ・新型インフルエンザの関係



一般的に鳥インフルエンザがヒトに感染する新型インフルエンザウイルスに変異をする仕組みは2つあるとされる。第一は、鳥インフルエンザウイルスが鳥の間で感染を繰り返す間にヒトへの感染能力を獲得してしまう場合である（例：H5N1鳥インフルエンザのヒト感染事例のケース）。第二は、ヒトと同じ哺乳類の豚の体内で、ヒトの季節性インフルエンザウイルスと鳥インフルエンザウイルスが混ざって、新たなインフルエンザウイルスが誕生する場合である（例：A/H1N1. 2009のケース）。

2.3 新型インフルエンザのパンデミックと被害想定

1) パンデミック

パンデミックとは、感染症が世界的に大流行することをいい、新型インフルエンザ（新感染症も含む。）の場合には、季節性インフルエンザと異なりヒトが免疫を持っていないことでパンデミックを引き起こす可能性が高いと考えられる。パンデミックになると社会的・経済的にも甚大な影響をもたらす可能性がある。

過去にパンデミックとなったスペインインフルエンザ、アジアインフルエンザ、香港インフルエンザ等は、いずれも新型インフルエンザウイルスによるものであった。なかでも1918年に発生したスペインインフルエンザ（通称スペイン風邪）は猛威を奮い、全世界で

人口の25%～30%が発症し、うち5,000万人から1億人、日本では約40万人が死亡したとされる（国立感染症研究所感染症情報センター）。これらの被害を、第一次世界大戦の全世界の犠牲者3,700万人（諸説ある）や、関東大震災の犠牲者数10万人（気象庁 過去の地震津波被害）と比較すると、感染症がいかに大きな被害をもたらすかがわかる。当時は抗生剤などの治療薬もない時代であったことも感染症の社会への影響を大きくした。

また、最近の例である2009年インフルエンザ（A/H1N1. 2009）は、豚に由来する新型インフルエンザで、2009年6月にWHO（世界保健機構）がパンデミックを宣言した。流行当初、致死率が非常に高いと報道されたことで、日本でも当時の「感染症法」に規定する「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられさまざまな対策が講じられた。しかし次第に病原性がそれほど高くなく、感染力も季節性インフルエンザと同程度と明らかになり、季節性インフルエンザとしての取扱いに変更された（感染症法の五類への指定は2011年）。

2) 被害想定

① 健康被害

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「対策ガイドライン」（後述 2.4 項 3））では、想定として、日本の全人口の25%が新型インフルエンザに罹患、過去のアジアインフルエンザやスペインインフルエンザのデータを参考に中程度と重度に分類して以下と推計している。

医療機関での受診患者数は約1,300万～2,500万人とする。中程度では致死率0.53%、入院患者数の上限を約53万人、死亡者数の上限を約17万人とする。重度では致死率2.0%、入院患者数の上限を約200万人、死亡者数の上限を約64万人とする。

さらに、流行が各地域で約8週間続くという仮定で、流行発生から5週間目の1日当たりの最大患者数は、中程度の場合10.1万人、重度の場合は39.9万人とする。

	中程度	重度
国民の罹患率	25%	
医療機関の受診患者数	1,300万人～2,500万人	
致死率	0.53%	2.0%
入院患者数	上限53万人	上限200万人
死亡者	上限17万人	上限64万人
最大患者数/日*	10.1万人	39.9万人
* 流行が各地域で約8週間続くという仮定で、流行発生から5週間目の1日当たり		
出所: 新型インフルエンザ等対策ガイドライン、(参考) 新型インフルエンザ等の基礎知識		

② 社会的被害

新型インフルエンザが流行することにより、社会機能にも大きな影響が出ることが予想される。最も影響が懸念されるのは、患者との接触を避けることのできない医療関係者が大量に感染して医療機能が低下し、多数の感染患者を治療するための医療体制が破綻する事態である。

さらに、多数の従業員の欠勤によって、社会機能インフラ（電気・水道・ガス・通信等）や、公共交通機関（電車・地下鉄・バス・タクシー等）、行政機関や金融機関等の、機能やサービスが縮小または停止することが予想される。さらに新型インフルエンザがパンデミックとなって日本全国がほぼ同時に影響を受けることになれば、行政等の支援も期待できず、日常生活用品の枯渇、交通停止、物流の停滞、サプライチェーンの断絶、診療機能の麻痺といった深刻な影響が長期化することも考えられる。

なお従業員の欠勤については、「対策ガイドライン（参考）」によれば、各地域で国民の

25%が流行期間（8週間）にピークを作りながら順次罹患し、罹患者が1週間から10日間程度欠勤した場合、ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は多く見積って5%になるとする。むしろ、家族の世話や看護等で出勤が困難になる者、不安により出勤しない者を見込むと、ピーク時の2週間には最大40%が欠勤するとされる。

③ まん延の防止

過去の新型インフルエンザの例では、国民の半数以上が感染するか、ワクチン接種によって免疫を持つようになるまでは、流行が波状的に繰り返されてきた。つまり、公衆衛生的には、パンデミックは、人口の一定以上の人々が感染するか、ワクチンでヒトが抗体を持つようになるまでは終息しないので、直接的な感染拡大の防止というのは、かなり難関なことが分かる。

新型インフルエンザによる健康被害と国民生活・経済への影響を最小限に留めるためには、「感染拡大防止」が容易でない以上、ある程度の感染拡大はやむを得ないものとしたうえで、医療や社会インフラ機能の破綻が生じないように、「流行のピークを遅らせ、ピーク時の患者数を小さくする」という観点からまん延防止の対策を講じることが重要である。

2.4 新型インフルエンザ等対策特別措置法

1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

特措法^{*3}は、鳥インフルエンザ（H5N1）等の高病原性の感染症について、パンデミック対策の強化を図る目的で2012年5月に制定された。特措法では、事前に対策実施の「行動計画」を策定することを、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関に求め、また、新型インフルエンザが確認された場合は対策本部を設置することが政府・都道府県・市町村に求められる。さらに医療従事者などの「指定（地方）公共機関」と「登録事業者」に対して、国民に先行してワクチン接種（特定接種）を行う^{*4}計画をすること等が定められる。

なお、内閣総理大臣が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を発した場合には、まん延防止策として外出の自粛や一部の公共施設の利用制限等を国民に要請することができる。併せて学校・社会福祉施設・興業場等の多数の人が利用する施設の管理者またはそれらの施設を利用して催物を開催する者に対して、施設の利用の制限もしくは停止の措置を講じることができる。また、医療機関、医薬製造・販売事業者、電気通信、飲食料事業者、電気、ガス、運送等のうち指定された事業者（登録事業者）は、あらかじめ策定した事業継続計画（BCP）に従って指定された業務を遂行しなければならないことが定められる。

2) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）

政府行動計画^{*5}は特措法に基づく行動計画であり、特措法で新たに盛り込まれた各種措置の運用等が記載され、かつ各地方自治体も行動計画を策定する。

具体的には、未発生期（事前準備）・発生初期・国内発生初期・国内感染期・小康期の5つの段階ごとに、具体的方針（考え方）や国が実施する措置等を明示する。さらに都道府県や指定（地方）公共機関が行動計画・業務計画を策定する際の基準となるべき事項を定める。病原性の強弱等のさまざまな状況に応じた対応がとれるよう、対策の選択肢を示すものと

*3 「新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）」P64 資料2参照

*4 「特定接種（医療分野）の登録について」P64 資料6参照

*5 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」P64 資料3参照

なっている。ビル事業者の場合には、政府行動計画以外に、ビルの拠点がある自治体の行動計画も参照することが必要である。

3) 新型インフルエンザ等対策ガイドライン (対策ガイドライン)

対策ガイドライン^(*6)は、国に留まらず、地方公共団体・医療機関・事業者・家庭・個人等における具体的な取組みを促進することを目的として、政府行動計画を踏まえた各分野の対策における具体的な内容と実施方法、関係者の役割分担等を示しており、右の10項目についての指針が定められる。

本ガイドラインでは、「viii. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を参考に、ビル事業の業務の具体的手順を第3章に記載している。また、本ガイドラインに記載される新型インフルエンザに関しては、「(参考) 新型インフルエンザ等の基礎知識」に詳細に説明されている。

「v. 予防接種に関するガイドライン」では、ワクチンの特定接種に関する手順等が示されている。特定接種とは、新型インフルエンザ等の発生時に、指定(地方)公共機関(医療の提供または国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う者)や登録事業者の従業員等が、住民接種に先行して臨時予防接種を受けられることをいう。なお一般の住民等への予防接種は、特定接種が完了後に開始される計画となっている。

なお、特定接種の対象業種や接種順位は右表のとおり既に定められているが、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部が発生状況や発生地域等に応じて柔軟に決定することとなっている。

新型インフルエンザ等対策ガイドライン 改定:2013年6月26日	
i.サーベイランスに関するガイドライン	
ii.情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン	
iii.水際対策に関するガイドライン	
iv.まん延防止に関するガイドライン (旧感染拡大防止に関するガイドライン)	
v.予防接種に関するガイドライン	
vi.医療体制に関するガイドライン	
vii.抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン	
viii.事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン	
ix.個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン	
x.埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン	
(参考) 新型インフルエンザ等の基礎知識	
出所: 新型インフルエンザ等対策ガイドライン	

類型	登録事業者業種	優先順位	
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	①
	重大・緊急医療	重大・緊急系医療	②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	③
	指定公共機関型	銀行業、医薬品製造業、医薬品・化粧品等卸売業、医療機器製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、電気業、ガス業、道路貨物運送業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業、水運業、空港管理者、通信業、放送業、郵便業	
	指定同類型(業務同類型)	銀行業、医薬品製造業、医薬品・化粧品等卸売業、医療機器製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、電気業、ガス業、道路貨物運送業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業、水運業、空港管理者、通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業、郵便業	
	指定同類型(社会インフラ系)	石油製品・石炭製品製造業、石油・鉱物卸売業、熱供給業、金融証券決済事業者	
その他の登録事業者	食料品製造業、飲食物品卸売業、各種商品小売業、飲食物品小売業、その他小売業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、廃棄物処理業	④	
出所: 厚生労働省特定接種(医療分野)の登録について(*6)			

【本章の執筆に当たっては、以下の書籍を参考にしています。】

東京海上日動リスクコンサルティング(株)編著/国立国際医療研究センター 和田耕治監修、「家族と企業を守る 感染症対策ガイドブック」2015年4月 日本経済新聞出版社^(*7)

*6 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン(対策ガイドライン)」P64 資料4参照

*7 「家族と企業を守る 感染症対策ガイドブック」P64 資料9参照

第3章 感染症対応BCPの作成手順

3.1 関係者の範囲と役割

感染症対応BCPの対象は、全ての感染症ではなく、第1章に記載の感染症（新型インフルエンザ等）とする。

感染症対応BCPを作成するうえでの関係者の範囲と役割は、以下のとおりである。

1) ビル事業者

ビル事業者には、ビルの利用者全員に対する安全配慮義務が求められる。一般企業ではほとんどが自社の内部的な労務管理に対する義務であるのとは異なり、ビル事業者はビルの利用者に対して一定の責任がある。ただし、テナントとの関係については、テナント企業自体も従業員等に対する安全配慮義務があるので、ビル事業者サイドの直接の責任はそれを前提にしたものと考えられる。

ビル事業者も、一般企業と同様に、自社の社員に対しては直接の安全配慮義務があり、感染予防や感染拡大予防策を実施することが求められる。労働安全衛生法や労働基準法上問題となることのないよう、十分な対策を立てる必要がある。対策が不十分で感染者が増加すればこれらは法的な問題となり、欠勤者が増加するようなことになれば、ビル機能の維持に重大な支障が生じる恐れがある。

ビル事業者は、ビル機能の維持のため、ビル管理会社、各種業務の委託会社など関連会社に働きかけ、一体となって協調して対策が実行されるよう、主体的に調整を図る必要がある。また、ビルに常駐する運営スタッフなどに対しては、確実に対策計画の実施を指示しなければならない。

2) テナント

テナント企業自体の感染予防や感染拡大防止に関しては、第一義的にはビル事業者の関与する範囲外となる。しかし、感染予防や感染拡大防止策はテナント企業だけでは完結できない部分が多くあり、ビル事業者に対する要求が出てくることもある。逆にビル事業者からテナントに一定の行動協力を求めるべき場合もある。ビル事業者は複数のテナント企業からの異なる要求に対して、ビル管理会社等関係会社とも調整し、実行可能な範囲で計画を立てる必要がある。また、感染症（新型インフルエンザ等）の影響で管理要員不足が生じたことが原因でビル側^(注)が実行できないサービス部分は、テナントに一時的に許容ないし代行の協力を依頼することも検討する必要がある。こうした事情をテナントに通知し、サービス範囲やビル共通の行動ルールについての相互の認識のずれが生じていないかどうかをBCP作成・運用に当たって十分に確認しておくことが肝要である。

テナントと事前確認しておくべき事項には、次のようなものがある。

- ① 感染予防と感染拡大防止策（ビル側の計画とテナント側の計画の相互関係確認）
- ② 感染疑い者への対応（手順の確認）
- ③ 教育、訓練の実施
- ④ ビル管理側とのリスクコミュニケーション（4.3項を参照）の手順と情報交換の方法
- ⑤ ビル運営への協力

(注) 以下ビル側とは、各ビルにおいて、2) テナント側ではないという意味で、1) ビル事業者、3) ビル管理会社、4) 業務委託会社を含める。

3) ビル管理会社

ビル管理会社は、ビル事業者からビル管理を受託した会社とする。従ってビル管理会社は、ビル事業者にとって業務委託会社であるが、清掃・警備などの業務委託会社に対し、ビル業者に代わって管理する役割も担っている。

ビル管理会社は、感染予防・感染拡大防止の方針やビル事業者の事業継続方針に基づいて、各ビルに常駐するスタッフの行動指針、対応計画などを策定し、整合性を事前確認しておく必要がある。確認事項には、感染予防・拡大防止策のビル管理会社としての行動方針の内容、欠勤が生じた場合の業務維持に関する事業継続対策の内容などがある。また、具体的にビル内で感染者が発生した場合などの対応に関してもビル事業者や業務委託会社と十分な調整が必要である。

また、テナントに依頼すること、テナントから依頼をされることなどについて、ビル事業者との事前調整も重要であることから、ビル管理会社、ビル事業者、テナントの三者の調整を実施する。

4) 業務委託会社

清掃・警備などを行う業務委託会社も、ビル事業者やビル管理会社の方針に基づいて、各ビルに常駐するスタッフの行動指針、対応計画などを策定し、整合性を事前確認しておく必要がある。業務委託会社は各ビルのこれらの方針の実施に必要な業務の実行を確保する必要がある。

業務委託会社が平時の受託業務の範囲外に該当する感染症対応の新たな業務を受け入れられない場合もあるため、ビル事業者は、必要に応じて新たな業務を実施できる業務委託会社を選択し契約をしておくなどの方法をBCP作成に当たって検討する必要がある。

5) ビル運営スタッフ

ビル運営スタッフとは、ビル事業者、ビル管理会社、業務委託会社などに所属するビルサービスを維持・継続するために必要な要員で基本的にビルに常駐で勤務する者を対象とする。

6) 配送・流通関係会社

ビルに出入りする郵便関係、宅配便関係、商品配達関係など配送流通会社の感染予防や感染拡大防止に関しては、第一義的にはビル事業者の関与する範囲外であるが、ビル内での感染予防や感染拡大防止の観点から、ビル事業者から感染予防策への協力を求める必要がある。現実的には徹底することが困難であることが想像できるので、ビル側での受け入れ態勢の整備によって対応することが望まれる。

7) 工事関係者

発生期やまん延期に営繕工事などが進行中の場合には、多くの工事関係者の出入りが想定され、これらの関係者の感染予防や感染拡大防止に関しては、第一義的にはそれらの会社の責任であるが、ビル事業者の状況判断で工事の一時的な中断をすることなく、工事を継続する場合には、ビル内での感染予防や感染拡大防止の観点から、ビル事業者として協力を求めることが必要である。

3.2 本ガイドラインにおける感染フェーズの設定

本ガイドラインでは、BCPにおいてビル事業の実態に即した対策を検討するため、政府行動計画のフェーズを踏まえ、ビル事業者向けの感染のフェーズについて、以下のような(A)から(F)までの感染フェーズと(X)緊急事態宣言発令時を、新型インフルエンザ等感染症をベースに設定した。感染症(新型インフルエンザ等)は、発生後でないといふ諸条件が判明しないため、これらのフェーズの設定が合わない場合もあり得ることに留意が必要である。

政府行動計画との相違点は右表のとおりである。

(A) 事前準備：未発生期

(B) 発生初期(感染症(新型インフルエンザ等)の発生報道)：発生を海外とは限定しない。どの国であれ、最初の発生がトリガーになる。ただし、国内で発生した場合は、すぐに次のフェーズとなる。

(C) 国内発生初期(周辺地区未感染)：国内では感染が発生しているものの、対策の対象となる拠点の周辺で感染が発生していない場合(例：九州地区で発生が認められるが、東京都ではまだ発生していないなど)。

(D) 国内拡大期(周辺地区感染確認)：対策の対象となる拠点の周辺で感染が確認され、拠点の感染リスクが危険水準になっている場合(例：ビルが所在する地区で感染が確認され、ビル内でいつ感染者が発生してもおかしくない切迫した状況)。

※(C)と(D)を分ける理由は、地域差を考慮した対策の実施が現実的であることが、2009年の新型インフルエンザ感染の経験から判明しているためである。政府行動計画の分類での基準で一律に対策を全拠点に実施するより、地域の事情に応じた柔軟な対策の発動がビル事業者の場合には効果的である。

(E) 国内まん延期：まん延期は、全ての拠点内で感染者の発生が想定される状況。

(F) 小康期・終息期：地域での新規の感染者が減少すれば、その程度により小康期に移行するが、移行判断には慎重を期することが必要で、地元自治体の判断を参考にすることが推奨される。終息は、国や地元自治体・地元保健所などの行政の宣言によることが望ましいが、必ずしも宣言が出るとは限らないため、国や自治体の動き、地元保健所発表の地域の感染状況、各種報道などを勘案し、明らかに終息と考えられる場合などは、自社でほぼ終息したと判断した場合の対応のルールを用意することも差し支えない。

(X) 緊急事態宣言：特措法に基づいて、政府の緊急事態宣言が発令された場合。発令のタイミングは(C)国内発生初期(周辺地区未感染)か(D)国内拡大期(周辺地区感染確認)と想定され、(E)国内まん延期の時期まで続くと想定されるが、発令された場合の追加業務を記載した。

本ガイドライン	政府行動計画
(A) 事前準備	未発生期
(B) 発生初期 (感染症(新型インフルエンザ等)の発生報道) 海外発生とは限定しない。	海外発生期
(C) 国内発生初期 (周辺地区未感染)	国内発生早期
(D) 国内拡大期 (周辺地区感染確認)	国内感染期
(E) 国内まん延期	
(F) 小康期・終息期	小康期

(X) 緊急事態宣言

3.3 実施事項一覧

3.2項の感染フェーズの各段階に応じてビル事業者が実施すべき事項は、次ページの感染フェーズ別実施項目一覧のとおりである。

一般的には(A)事前準備⇒(B)発生初期⇒(C)国内発生初期⇒(D)国内拡大期⇒(E)国内まん延期⇒(F)小康期・終息期、及び(X)緊急事態宣言といった感染状況の変化に応じた対策を柔軟に進める。さらに、「緊急事態宣言」が出されれば、その間はビル事業者としても特別な対応・対策が必要になる。ただし必ずしも想定どおりに拡大するとは限らないため、状況を的確に判断し、柔軟に対策を実施する必要がある。

例えば、保有するビルで国内感染者が突然発生した場合、(A)の状態から(D)の状態にいきなり遷移することになるが、実施すべき対策としては(B)、(C)も含め実施の要否を判断することとなる。

次項からは、**実施項目1、2・・・**を、発生段階((A)、(B)・・・)ごとに具体的に提示する。

感染フェーズ別実施事項一覧

		(A) 事前準備	(B) 発生初期 (新型インフルエンザの 発生報道)	(C) 国内発生初期 (周辺地区未感染)	
3.4 本社の取組み P20					
1	会社の業務継続方針の決定と各ビルへのBCP作成指示	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP経営体制の確立 ・会社としてのビル提供サービスの業務継続方針の策定 ・各ビルへのBCP作成指示及び作成支援 			
2	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集箇所の調査・項目整理 ・本社と各ビルの役割分担の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・国やWHO等の発表から感染症（新型インフルエンザ等）の症状・感染経路など情報収集 ・各ビルへの情報提供、対応方針などのアドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生状況に関する情報収集 ・行政側情報の収集 ・各ビルへの通知 	
3	ビル内配布ポスター・文書雛形作成	各ビルで掲示・配布する文書の雛形について作成のうえ、各ビルに送付	感染症の症状・危険度に対応した、案内文書の雛形作成、各ビルへの配布	掲示・配布状態の把握	
4	感染予防・感染拡大防止策	感染予防・感染拡大防止策・安全配慮義務に関する指針の策定と各ビルへの通知	判明した感染症（新型インフルエンザ等）の影響度に応じた感染予防策の確定と各ビルへの感染予防策実施準備（テナント周知、消毒薬配備、マスクの取扱い、咳エチケットなど）の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の情報の提供 ・咳エチケットの啓発と徹底 	
5	就業規則などの整備 (感染者等への対応)	感染者／自宅待機させた濃厚接触者／休止業務担当者などに対する給与支払いなど就業規則の整備			
6	現場応援要員の派遣	代替要員の洗い出しと訓練の実施	現場への派遣要員を再確認するとともに、派遣要員に対し自身の役割を認識させる		
7	広報対応 (感染に関わる事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護・風評被害防止を考慮した方針策定 ・感染フェーズに応じた説明内容についての事前検討 	ビル内で感染者が発生した時の広報対応についての各ビル		
8	感染予防具	<ul style="list-style-type: none"> ・予防具備蓄の基準（品目・数量）の設定と、事前調達・使用基準の作成 ・各ビルへの周知、本社分調達 	使用基準の通知と各ビルへの備蓄予防具の配布	感染予防具の在庫状況と使用	

(D) 国内拡大期 (周辺地区感染確認)	(E) 国内まん延期	(X) 緊急事態宣言 (C)～(E)の間	(F) 小康期・終息期
		支払い延期措置による影響の確認	問題点の検証と必要に応じたBCP見直しの検討
同左の外、地元自治体・地元保健所などからの情報を注視するよう指示		<ul style="list-style-type: none"> ・BCPにおいて情報収集に遺漏がないか確認 ・設備・機器等の運用に関わる資格等の期限更新の延長の扱いに関する情報収集と申請方法の確認 	情報収集に関する問題点、改善点の検証と必要に応じた計画の変更
			<ul style="list-style-type: none"> ・国または自治体が終息宣言をした場合ポスターの撤去を指示 ・文書・ポスター(雛形)の問題分析と改善
<ul style="list-style-type: none"> ・対策の修正・追加があれば通知 ・咳エチケットの徹底 			<ul style="list-style-type: none"> ・国または自治体が終息宣言をした場合各ビルへの通常状態への復帰通知 ・感染予防・感染拡大防止対策を検証し必要に応じ計画の見直し
要請に応じた代替要員の派遣			代替要員のあり方に関する問題点と改善策を検証し必要な計画の見直し
への指示	<ul style="list-style-type: none"> ・地元保健所などの指針に基づいた対応 	知事の施設閉鎖の要請・指示への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・テナント・業務委託会社・ビル管理会社等関係者への感染予防・感染拡大防止の協力への感謝の文書を作成し各ビルへ送付指示 ・広報に関する問題点、改善策を検証し必要な計画の見直し
状況の監視・追加調達			備蓄に関する方針の再点検と、不足感染予防具の追加調達

		(A) 事前準備	(B) 発生初期 (新型インフルエンザの 発生報道)	(C) 国内発生初期 (周辺地区未感染)	
3.5 継続業務・休止業務の分類とその運営方法 P28					
9	継続業務対応	<ul style="list-style-type: none"> 継続方針の策定（ビルとしてのサービスレベルの最低目標の策定など） 関係者との情報共有と業務委託会社への実施手順策定の依頼 業務委託会社とのサービスレベルに関する事前交渉 	<ul style="list-style-type: none"> 継続業務担当部門及び担当者に対する注意喚起 継続業務に必要な業務委託企業に対する対応状況確認 	継続業務に必要な関係者の対応状況確認	
10	休止業務対応	<ul style="list-style-type: none"> 休止業務の影響分析（想定される休止対象業務の例示など） テナントへの事前通知 ビル運営の限界点に関する検討 			
11	新たに発生する業務への対応	感染拡大に伴い想定される新たな業務の対応方針と実施担当の整理			
12	ビル運営スタッフの欠勤増加対応	ビル運営スタッフに関する補充要員の決定	<ul style="list-style-type: none"> 補充要員に対する業務内容の徹底 必要なOJTの実施 		
13	テナントとの情報共有・説明	継続業務及び休止業務に関する考え方に関するテナントとの意見交換、説明文書作成及び説明	共用スペースの運営方針、感染予防策・感染拡大防止策に関する説明・文書配布		
3.6 感染予防策 P35					
14	社員・関係者向け感染予防啓発	社員向け資料の配布・業務委託先を含めた説明会の実施など	<ul style="list-style-type: none"> 従業員向け感染予防策ポスター掲示及び業務委託先に対する感染予防対策徹底の要請 咳エチケットの啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示継続及び関係 咳エチケットの啓発と徹底 	
15	情報収集及びテナント・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集（地元保健所など行政情報・テナント取組み方針等） 協力依頼文雛形作成 	<ul style="list-style-type: none"> ビルの感染予防対策のテナントとの分担説明 感染予防協力文書の配布 	地元行政側からの情報収集・新たな要請事項の手順の反映	
16	ビル内感染予防行動の啓発活動	館内向けポスター作成（ベースは本社で作成）	共用部へのポスター掲示		
17	感染予防具の配備	<ul style="list-style-type: none"> マスク等感染予防具の使用基準設定と備蓄・使用基準の理解 マスクなどの購入及び備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> マスクなど感染予防具の使用基準に関する周知 マスクなどの拠点配備 		

(D) 国内拡大期 (周辺地区感染確認)	(E) 国内まん延期	(X) 緊急事態宣言 (C)～(E)の間	(F) 小康期・終息期
継続業務に必要な関係者の対応状況確認及び必要人員の確保に関する情報の確認	継続業務に必要な関係者の対応状況確認及び必要人員の確保／対応要請		継続業務の選別及び対応手順に関し問題点、改善点を検証し必要な計画の見直し
社員の出勤率及び業務委託会社の稼働状況に応じた休止の判断			休止業務の選別及び対応手順に関し問題点、改善点を検証し必要な計画の見直し
		知事の催物・イベント等の中止要請・指示への対応	
業務委託会社における補充代替要員計画の実施徹底	ビル運営スタッフの欠勤状況の把握と、必要に応じた補充代替要員の派遣要請		欠勤者増加対策の問題点、改善策を検証し必要な計画の見直し
休止及び継続に関する判断結果に応じたテナントへの説明・文書配布	業務休止または継続業務のサービスレベルの低下に関するテナントへの説明及び文書配布		休止／継続業務の通常復旧に関するテナントへの文書配布
者への感染予防策徹底の注意喚起		<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動をさらに強化 取組の励行を強化 	ポスター取外し時期の検討
<ul style="list-style-type: none"> テナントへの周知文書の配布 ビル運営スタッフや関連会社に周知 			国または自治体等の終息宣言など発表の確認できる情報を収集
		テナント、利用者、来訪者への感染予防の強化・徹底	ポスター取外し時期の検討
マスクなど感染予防具の着用基準に基づく使用開始指示	マスクの着用基準に基づく使用継続・備蓄品の在庫管理と追加調達	<ul style="list-style-type: none"> 消毒剤の設置増設 環境表面消毒の頻度追加 	<ul style="list-style-type: none"> 感染予防用品使用開始や終了の判断に関する問題点、改善点を検証し必要に応じ計画の見直し 備蓄品の追加調達

		(A) 事前準備	(B) 発生初期 (新型インフルエンザの 発生報道)	(C) 国内発生初期 (周辺地区未感染)	
3.7 感染拡大防止策 P38					
18	ビル運営スタッフの 感染者・感染疑い 者への対応	感染・感染疑い時の消毒・自宅 待機等・地元自治体との連携に 関する方針決定	感染・感染疑い時の自宅待 機等に関する方針の周知	感染特性が確認された場合地 元自治体の指示に従う	
19	ビル運営スタッフの 濃厚接触者への対 応	濃厚接触者の自宅待機に関する 方針決定	危険度を反映した手順の更 新	濃厚接触者の自宅待機に関す る方針の周知・徹底	
20	テナント側での感 染・感染疑い者への 対応	テナントで感染者が発生した場 合の対応方針の決定	・感染症の最新症状など情 報入手 ・感染症の感染経路・最新 の症状に応じた見直し	テナントとビル側との対応手 順の徹底	
21	出勤対策・動線分 離対策など	感染拡大防止のための出勤方 法・動線制限など対応方針の検 討・決定	出勤対策・動線分離などの 見直しの検討	感染拡大時の出勤など対応方 針の周知・徹底	
22	共用施設の運営	感染拡大期の運用方針の決定 及びテナントへの説明	運営方針をテナント及び利 用者に周知		
23	イベント会場・貸会 議室の運営	・運営の詳細を決定 ・主催者向け事前説明文書の雛 形の作成	主催者に対する方針の説明、免責条件の明文化 (状況により利用中止となる可能性)		
3.8 業務委託関連会社対応 (共通) P44					
24	業務委託関連会社 への説明及び業務 委託関連会社のBC P確認	業務委託会社への継続及び休 止に関する説明と業務継続性の 確認	感染拡大に備えた対応の徹 底	感染予防用品の配備状況・	
25	感染予防策	・業務委託会社の感染予防策 の把握 ・ビル側の方針の説明	業務委託会社と感染予防策 の開始時期に関する意見交 換の開始	業務委託会社の感染予防策準 備・実施状況の確認	
26	感染拡大防止策	・業務委託会社の感染拡大防 止策の把握 ・ビル側対策の説明	業務委託会社の取組み準備 状況の確認		
27	欠勤対策	業務委託会社への欠勤増加時 の対応方針の確認			
28	連絡体制	業務委託会社担当者及び所属 事業所との緊急連絡先の把握			
3.9 業務委託会社対応 (個別業務) P46					
29	共用部清掃 (清掃業務委託会社)	・清掃業務委託会社と消毒清 掃に関する対応方針の協議 ・必要な備品の準備状況の確認			
30	実施中工事関連 (設備・営繕関連委 託会社)	・感染拡大時の工事の進め方 に関する事前検討 ・工期遅延に関する契約上の取 扱いの事前協議	感染予防・感染拡大防止策を 励行したうえで、工事中案件 は予定どおり継続		

(D) 国内拡大期 (周辺地区感染確認)	(E) 国内まん延期	(X) 緊急事態宣言 (C)～(E)の間	(F) 小康期・終息期
感染・感染疑い時の自宅待機等の方針に基づく対応指示			感染・感染疑い時の自宅待機方針の問題点、改善点を検証し必要に応じ計画の見直し
濃厚接触者の自宅待機等に関する方針に基づく対応指示			濃厚接触者の自宅待機方針の問題点、改善点を検証し必要に応じ計画の見直し
ビル内で発生した時の、患者発生事実と消毒等対応実施内容に関する説明文書の配布	状況に応じた情報発信		終息後、テナントに対し協力への感謝と特別対応の終息に関する文書のテナントへの配布
・時差出勤や階段利用等によるエレベータの混雑緩和・一部動線規制への協力依頼			・通常状態への復帰の告知 ・出勤対策・動線分離に関する問題点、改善策を検証し、必要に応じ計画の見直し
共用施設の全部または一部閉鎖実施の検討・テナントへの通知			・共用施設の再開時期を判断し、テナントへ連絡 ・共用施設の運営に関する問題点と対策の検討
イベント会場・貸会議室の利用中止の検討		・知事の施設閉鎖の要請・指示への対応 ・知事の催事・イベント中止の要請・指示への対応	・イベント会場・貸会議室の再開時期の検討
BCP発動状況の確認	業務委託会社のBCPの発動状況等の把握		・業務委託会社BCPの評価と課題に関する協議 ・平常業務体制の復帰 ・中断・休止業務の復旧協議
方針に基づく作業時の感染予防策の実施の依頼			・感染予防策の終了時期に関する協議 ・感染予防策の問題点と改善策に関する委託会社との協議と対策の検討
業務委託会社側の感染者・感染疑い者がビル内で勤務しないことの徹底			感染拡大防止策の終了時期を協議し終了のタイミングを検討
・業務委託会社側の欠勤状況とこれによる継続業務への影響などの報告要請 ・サービスレベル縮小時の対応策の実施			
			連絡体制の問題点と改善策に関する業務委託会社との協議と対策の検討
感染防止対応のための消毒清掃作業の開始	消毒清掃作業頻度上げの検討	消毒清掃作業頻度上げ実施	感染防止対応消毒清掃作業の終了時期を検討し関係者に通知
・工事継続可否の検討 ・中断する場合の手順の確認	・欠勤者状況の把握と工事の実施中断可否の検討 ・工事中断のための手順を関係者と協議		中断した工事の再開手順の検討

3.4 本社の取組み

本項は、ビル事業者が企業としての基本姿勢を明確にし、各ビルのBCP作成を指示するうえで、各ビルの対応の整合性・統一性と作業の効率化を図るための本社の取組み内容を示している。本社と各ビルとの協調による柔軟な運用体制の構築が必要である。ただし、単独ビル所有オーナーの場合は、3.5項についてもビルのBCP策定の一環として参照願いたい。

なお、小康期においては、実施した対策から生じた、または発見した問題点を検証し、必要に応じ、BCPの見直しを検討することが望ましい。

実施項目1 会社の事業継続方針の決定と各ビルへのBCP作成指示

(A) 事前準備

企業としての事業継続の基本姿勢を明確に規定することで、各ビルで作成するBCPの統一性を図る。

① BCM運営体制の確立

- BCP作成及び以降の事業継続マネジメント（Business Continuity Management。以下BCMという）を推進するための社内体制を確立する。
- BCMは、経営判断を行う経営層と本社BCM事務局及び各ビルのBCPを遂行する要員とで構成する。

② 企業の事業継続方針の検討

企業の事業継続方針としては、一般的に次のような事項を基本方針に盛り込むことが望ましい。

- ビルを利用するテナントや来館者及びビル管理会社や業務委託会社を含むビル運営スタッフの健康と命を守る。
- 安全・安心を確保したうえで、ビル機能の一部縮小・一部休止を伴うサービスの継続。
- テナントとの連携による感染予防・拡大防止の取組みの推進。

③ 各ビルへのBCP作成の指示

- 本社は、基本方針を検討したうえで各ビルに対しBCPの作成指示を出すとともに、必要な支援を行う。

(X) 緊急事態宣言

- 社内の感染予防・拡大防止対策の一層の強化を図るべき機会、ビル機能の一部縮小・一部休止に関する妥当性等について再度確認する機会としてBCPに位置付ける。個別적으로는、社会状況の混乱状態に応じて、金融措置として履行期限の延期等の措置が取られる場合に、自社の受け取りが遅延する（収入減）ことに対する影響を検討する。

(F) 小康期

- 小康期においては、実施した対策の問題点を関係者と合同で検証し、課題の解決策を含め、必要に応じBCPの改定を検討する。

実施項目2 情報収集

(A) 事前準備

① 調査項目の整理

感染症（新型インフルエンザ等）に関する情報の入手方法について、項目ごとにURL情報などをあらかじめ整理しておく。一般的に以下の項目が想定されるが、地域性や業態により必要な項目を適宜追加する。

- 感染症（新型インフルエンザ等）の発生動向や症状
- 感染者発生時の対応
- 感染予防・感染拡大防止の方針や具体的方法

② 作業分担

本社と各ビルの情報収集に関する役割分担を整理しておく（各ビルで全ての情報を収集させると効率が悪いので、共通的な情報は本社で収集のうえ、各ビルに有効な情報を周知させる方式が望ましい）。

- 一般的に本社側で収集すべき情報；
行政機関や監督官庁・業界団体からの情報
WHOや米国CDC・国立感染症研究所など専門機関の情報
- 一般的に各ビルで収集すべき情報；
地元自治体・地元保健所などの情報
テナントなどの情報
ビル管理会社と業務委託会社の情報

などが想定される。

- * 同時期に複数の感染症（新型インフルエンザ等）が流行・まん延した場合、それぞれの病原体または病名を明確に識別できるような名称を使用することにより混乱を避ける。行政側で命名し使用している場合は、その名称に合わせる。

(B) 発生初期

① 情報収集項目

感染症（新型インフルエンザ等）の発生報道があれば、症状・感染経路・注意事項などに関する以下のような情報を収集する。

- 感染症（新型インフルエンザ等）の症状
- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度

BCPとしての留意点は、社員の欠勤率と喪失率（死亡退職によるなど）に着目するので、以下の3つの指数から判断する。

- ① 感染率：他人に感染を拡散させる度合い、または感染者が増大していく加速度。症状が軽くて死亡率が低いとしても、感染力が強いと欠勤者が急速に増加してしまう。また、社員の出勤忌避の度合いにも影響するとみられる。
- ② 症状重篤度：罹患した場合に症状が既往症との合併症などの理由で重篤となる度合いで、死亡に至らなくても入院が長引き欠勤期間が長くなってしまう。これらの数値は発生国・治療体制が確立する前後で大きく変動したり、感染拡大の時間経過で知見が変化するので、定期的に見直して専門家からの最新の情報で判断する。
- ③ 致死率：一定期間における罹患患者が死亡する割合。感染率が低いとしても、死亡率が高いと社員の喪失に繋がる。

- 感染経路としては、このガイドラインは、飛沫または接触感染を想定した対策なので、空気感染が懸念される場合、対策の見直しが必要となる。例；感染予防策の抜本的見直し、欠勤率が想定より高くなる計画（優先業務をさらに絞り込むなど）を策定する。
- 感染地区と感染拡大傾向

その他地方自治体・全国保健所長会・WHOなど国内外の情報ソースからの注意喚起情報などを収集する。

② 情報発信

収集した影響度情報を基に、以下の点について検討し、各ビルに周知し、必要な対策の実施を指示する。

- 感染症（新型インフルエンザ等）の症状の特徴と感染経路
- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度に応じた、感染予防及び感染拡大防止策の実施レベルの検討と検討結果に基づく手順書の作成
 - * 感染者の自宅待機期間、濃厚接触者の自宅待機の要否、マスク着用など感染予防品の使用基準などを検討し、各ビルに通知する。

(C) 国内発生初期

- 国内感染状況に関する情報及び行政側から発信される情報を継続的に収集する。特に、感染症（新型インフルエンザ等）の影響度（致死率、重篤度、感染率等も踏まえた社会や企業への影響度をいう。以下同じ。）の変化やマスコミ報道の変化などを注意深くチェックする。
- 収集した情報のポイントを各ビルに通知する（特に、発症時の症状、感染症（新型インフルエンザ等）の影響度、感染予防・感染拡大防止に関する行政側の対応方針に関する情報）。
- 収集した情報により、企業としての対応方針を大きく見直す必要があると判断した場合、本社側で基本方針を見直し、その結果を各ビルに通知するとともに、各ビルの手順書の修正を指示する。
 - * 特に感染症（新型インフルエンザ等）の影響度が大きい場合、感染拡大状況
 - * 死者の状況などにより、行政側での対応方針が急遽見直しされたり、新たな対応方針を提示されることも想定されるので、情報収集活動と各ビルとの連携に充分配慮した運用を行う。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- ビル所在地周辺で感染が確認された場合には、各ビルに対し、地元自治体・地元保健所などからの情報を注視するよう指示する。また、必要に応じ情報収集の支援・アドバイスをを行う。
- 引き続き、前記（C）国内発生初期の項目を継続的に実施する。

(X) 緊急事態宣言

- BCPにおいて、政府・自治体から発表される情報、マスコミや業界団体からの情報収集に遺漏がないように再度点検すべきことを盛り込む。個別的には、社会状況の混乱状態に応じて、行政上の権利利益（免許・資格あるいは申請など）に係る満了日の延長が図られる場合がある。ビル事業においては、設備や機器等の運用に関わる資格や免許の有効性に影響するため、事前に担当者の有効期限の確認と、延長申請方法の確認を行う。

(F) 小康期

情報収集に関する問題点と改善点の検証を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

実施項目3 ビル内配布ポスター・文書雛形作成**(A) 事前準備**

- 各ビルで共通的に必要と想定されるポスターや文書について雛形をあらかじめ作成し、各ビルに送付しておく。「参考資料（P65～）」の雛形を参考にされたい。

(B) 発生初期

- 収集した情報に基づき、事前準備で作成した雛形情報に最新の情報を追加し、各ビルの玄関・トイレなど共用部にポスター掲出を指示する。
- テナント向け文書を各ビルに配布する。必要があれば説明会を実施する。

(C)－(E) 国内発生初期－国内まん延期

- 各ビルのポスター掲示及び文書配布状況について確認する。
- 必要に応じて、深刻度の高まりに応じた注意喚起強化のための追加の掲示も検討する。

(F) 小康期

- ポスター等掲示物の撤去について各ビルの判断で実施させるかどうかについて、本社としての方針を検討する。
- 国または自治体の終息宣言があった場合は、原則としてポスター等を撤去する旨、各ビルに指示する。
- ポスター・文書等の改善点（雛形の改善など）について検討する。ポスター・文書の配布や掲示に関する問題点と改善点の検証をして、必要に応じて計画の見直しを行う。

実施項目4 感染予防・感染拡大防止策**(A) 事前準備**

感染予防・感染拡大防止策の方針を整理し、各ビルに通知する。感染予防の方針として示すべき代表的な事項は以下のとおりである。

- ビル運営スタッフのマスクの着用基準
- 手洗い液及び速乾性アルコールに関する使用の原則
- 速乾性アルコールなど通常と異なる手洗い関連用品の配備基準（配備時期、注意事項など）について、あらかじめ内容を検討し、各ビルに事前に説明しておく。
- 準備すべき感染予防策用品について各ビルで準備の責任分担（ビル事業者、ビル管理会社、業務委託会社など）を検討する。
- 社員から感染者が発生した場合の感染者の自宅待機及び職場復帰に関する基準（感染症（新型インフルエンザ等）の影響度に応じた柔軟な運用を考慮）
- 社員が濃厚接触者となった場合の対応方針（感染症（新型インフルエンザ等）の影響度に応じた柔軟な運用を考慮）

*濃厚接触者の定義については、基本的には地元保健所など行政側からの情報または指導を受けながら決定する。ただし、行政側から定義が示されていない場合、運用

の混乱を回避するため、本社としての一定の基準を、具体的な事例を用いて定義しておくことも考慮する。

- ビル管理会社と業務委託会社などに対する感染予防及び感染拡大防止の協力要請に関する各ビルへの指示
- テナント側で感染者が発生した場合のビル側の対応方針
- ビル管理会社と業務委託会社で感染者が出た場合の各ビルの対応方針
- ビル内感染者発生時の消毒手順
- 感染者発生時の地元行政機関との連携方針
- 社員及びその家族向けの感染予防に関する正しい知識と対策などをまとめたパンフレットの作成（病気の知識、感染予防策、感染時の対応など）
- (E) 国内まん延期のビル共用施設の運営に関する方針策定（感染症（新型インフルエンザ等）の影響度に応じた対応方針の違いも含め柔軟な対策を検討）
 - * 休憩室・喫煙室など共用施設の運営に関する方針
 - * 貸会議室の運営やホールでのイベント開催に関する方針
 - * ビルの運営スタッフが想定以上に欠勤し、ビルの安全または最低限の職場環境維持が困難となった場合のビルの閉鎖の是非に関する方針（最悪の想定）
 - * ビル運営スタッフ不足の場合に、テナントに協力依頼する事項
- 各ビルの運営スタッフ責任者または感染症対策担当者に対するビル事業者としての事業継続方針及び感染予防策に関する説明会の実施

(B) 発生初期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の報道を受け、その影響度に応じ、感染予防及び感染拡大防止の実施レベルについて検討する。
- (A) で定めた方針に基づき、各ビルに対し感染予防及び感染拡大防止の取組みの開始を指示する。
- 感染予防策の励行と発熱の確認について社員に再徹底を図る。
- 感染拡大防止策について社員に対し周知徹底する。
- 体調が悪い社員は、念のためにも休ませる措置をとる。
- ビル管理会社と業務委託会社に対し、感染予防への取組み強化について依頼する。特にビル管理会社と業務委託会社の社員が感染した場合の感染拡大防止策について徹底させる。
- ビル運営スタッフが出社後発熱など異常を訴えた場合の対応手順について周知徹底する。
- 咳エチケット*の必要性の啓発をする。
※咳エチケットとは、他人にうつさないために、咳やくしゃみをする時は、ハンカチやティッシュで口と鼻を覆い、人に向かってしないようにすること。さらに、咳やくしゃみの飛沫が飛ぶとされる2mの距離を開けるようにする。咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。

(C) 国内発生初期

- 国内発生した病原体の影響度、感染予防策の留意事項、行政側の要請事項など最新の情報を各ビルに提供する。
- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度が大きい病原体の場合、国内感染の初期段階では行政側の動きが極めて早いことが想定されるので、感染予防・拡大防止対策を

随時見直し、各ビルに通知する。

- 手洗い・手指消毒・咳エチケット・発熱の確認などに関する対策の実施を社員に指示する。体調が悪い社員は、念のためにも休ませる措置をとる。
- テナント側からの感染予防策（手洗い液または速乾性アルコール消毒液など）に関する要望・相談に関するアドバイスを各ビルに対して行う。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- 収集した情報を基に、感染予防・感染拡大防止策から追加・変更すべき項目があれば、基本方針を一部修正し、各ビルに通知する。
- ビル内での感染者発生には、個別ビルでの判断を優先した対処を実施する。
- 咳エチケット励行、発熱の確認、体調不良の場合は休むなどの徹底を図る。

(F) 小康期

- 国または自治体が感染症（新型インフルエンザ等）の終息宣言を出した場合、感染予防及び感染拡大防止策の終了について各ビルに通知する。
- 感染予防と感染拡大防止策で生じた問題点と改善点の検証をして、必要に応じて計画の見直しを行う。

実施項目5 就業規則などの整備（感染者等への対応）

(A) 事前準備

- 感染症（新型インフルエンザ等）の発生では、従来の就業規則や社内規定では想定しない以下のような課題が生じる可能性がある。これらの事項について本社としての方針を決め、就業規則や社内規定の改定を検討する。
 - * 感染者の欠勤：病欠と同様と考えられるが、診断書や治癒証明の提出は医療機関に負担をかけるので、証明は領収書などで代用を推奨
 - * 自宅待機：取扱いは欠勤、有給、特別休暇、病欠など、賃金支払い基準（有給・無給）、対象は家族に感染者がいる社員や社内での濃厚接触者など
 - * 出勤方法の変更の取扱い：労災の適用可否と、自家用車・バイク・自転車などによる通常時と異なる通勤などの費用負担
 - * 労働条件変更：シフト勤務や代替要員など、担当業務・勤務場所・勤務時間の変更に伴う諸待遇の一時的対応や、賃金基準と支払いやその他必要経費の支払いなど
 - * その他社員に係る新たな費用負担などの補償
- 感染症に係る就業規則や社内規定の改定を社員に周知する。社員との誤解を防止するためにも、周知時には、有給扱い、休業補償、無給扱いなどの方針を含めておくことが望ましい。
- 就業規則などは、感染症（新型インフルエンザ等）の影響度や欠勤者の状況、近隣地域の状況、同業他社などの状況を勘案して、弾力的に運用することが望まれる。
 - * 就業規則等の変更にあたっては、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に関する事業者・職場のQ & A^(*8)」を参考とする。
 - * 就業規則等の整備に関しては、労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法等を参照して慎重に検討することが望ましい。

*8 「新型インフルエンザ（A/H1N1）に関する事業者・職場のQ & A」P64 資料9参照

実施項目6 現場応援要員の派遣

(A) 事前準備

- 各ビルの社員常駐者が欠勤した場合、各ビルから要請される代替要員の派遣に対し、業務別に想定される代替要員数を整理して、本社のどの部署から何人要員確保が可能かについてあらかじめ調査する。要員捻出ができない場合には、他の代替方法を考えるように要請元のビルに指示する。
- 本社内の代替要員の捻出可能部署に対し、派遣（1～2週間程度）による自部署の本来業務への影響が許容範囲内であることを確認してもらったうえで、代替要員の登録を行う。
- 各ビルの重要度に応じ、代替要員の派遣優先順位をあらかじめ定めておく。
 - * ビル機能停止に伴う社会的な影響・収益面での影響などを総合的に考慮して検討する。
- ビルの優先順位と代替要員状況については、あらかじめ各ビルに通知する。
- 派遣予定の社員に対する必要な訓練、業務関連資料を整備しておく。

(B)－(C) 発生初期－国内発生初期

- 派遣候補要員に対し、自身の役割を認識するよう徹底する。また通常担当する業務を中断した場合の影響・リスクについて、上司に報告させる。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- 各ビルからの要員派遣要請に対し、代替要員の確保状況、ビルの優先順位に基づき、派遣の可否を判断し、当該部署に派遣を指示する。
- 派遣が必要と判断される場合は、派遣元部署に該当者の派遣を依頼する。

(F) 小康期

- 代替要員のあり方について問題点と改善策の検証をして、必要な計画の見直しを行う。
- 代替要員の育成が必要となる場合には、長期的な計画の策定が必要となる可能性がある。

実施項目7 広報対応（感染に関わる事項）

(A) 事前準備

- 個人情報の保護や風評被害のリスクに配慮した広報の基本方針を策定する。
- 感染フェーズに応じた説明内容のイメージについて事前に検討しておく。
- ビル内（テナントまたは来訪者を含めて）で感染者発生 of 対外公表対応について計画する。
- 発表においては、テナント・ビル本社・ビル（必要に応じて、地元自治体、ビル内の他のテナントなども含め）それぞれの役割をあらかじめ整理しておく。
- 発表においては、感染者の個人情報や関係企業の風評被害等に充分留意する。
- マスコミなどへの対外的な発表が必要になった場合、ビル内の消毒や濃厚接触者に対する指示など感染拡大防止策の実施状況、地元自治体・地元保健所などとの連携状況等について説明する。
- 上記事例について、感染フェーズに応じた説明内容・発表方法についても事前に検討

しておく（(C) 国内発生初期段階ではマスコミ対応などが求められるが、(D) 国内拡大期以降は無くなると想定できる）。

(B)－(D) 発生初期－国内拡大期

- 各ビルに対し、ビル内（テナントまたは来館者を含めて）で感染者が発生時の広報対応について徹底する。
- ビル内で感染者／感染疑い者が発生した場合、直ちに本社に通知する手順を徹底する。また、感染確認後の対応状況についても別途各ビルから報告させる。
- (C) 国内発生初期の段階で、ビル内で感染者が発生した場合、報道が過熱する懸念があるので、テナント側広報担当者や地元自治体との間で事前に発表内容・方法について検討・確認のうえ慎重に対応する。

(E) 国内まん延期

- 各ビルに対し地元保健所などの指針（例えば集団感染のみ通知など）に基づいた対応状況の報告を求め、その結果を踏まえた広報対応を行う。

(X) 緊急事態宣言

- 知事による施設閉鎖の要請か、従わない場合には指示が出て、かつ要請・指示は公表される。自社のビルが要請・指示を受けた場合、ビルとしての表示や周知、知らずに来訪する人々への対応など、広報対応を行う。

(F) 小康期

- 今後の広報に関する問題点と改善策の検証をして、必要な計画の見直しを行う。

実施項目8 感染予防具

感染予防具の商品等については、「参考 感染予防具の選別基準と用品別の詳細」(P49～)も参照する。

(A) 事前準備

マスク・フェイスシールド・手袋など感染予防具に関する備蓄基準・使用基準（使用方法、使用対象者、病原体の影響度に応じた使用適用／不適用基準、必要な備蓄量、使用開始時期、在庫管理と不足時の対応など）を設定し、明文化する。

- それら品目の調達・備蓄に関し本社側と各ビルの分担についてあらかじめ明確に定義し、各ビルに連絡し、各ビルであらかじめ調達しておくよう指示する。
- 各ビルで準備するものと、ビル管理会社・業務委託会社等で準備してもらうべき感染予防具についても、分担の方針を明確にしたうえで各ビルでの調整を指示する。
- 本社調達分の各ビルへの供給時期及び供給単位・供給手順・在庫確認方法などについてあらかじめ各ビルと検討する。

(B) 発生初期

- 本社から各ビルに感染予防具使用基準の通知とともに、本社側で保管している備蓄感染予防具を各ビルに配布する。

- 送付時点で判明した感染症（新型インフルエンザ等）の影響度に応じて備蓄感染予防具の使用基準の変更を検討し、結果を各ビルに通知する。
- 各ビルとの間で、在庫管理・追加調達の分担など手順を設定する。

(C)－(E) 国内発生初期－国内まん延期

- 各ビルに配布した感染予防具の使用状況と本社の在庫を判断しながら追加の調達について検討する。
 - * 感染予防具は、感染拡大とともに調達が困難となることが想定される。できるだけ前倒して調達することを検討する。

(F) 小康期

- 感染予防具の活用状況などから問題点と改善点の検証を通じて、備蓄の方針の点検を行い、備蓄計画の見直しを行う。
- 在庫状況により、必要な備蓄感染予防具の補充を行う。

3.5 継続業務・休止業務の分類とその運営方法

本項では、各ビルが感染症（新型インフルエンザ等）対策のためのBCP策定上最も重要となるビル機能サービスの継続業務と休止業務の分類及びその運営方法について記述する。本項以降の記述は、各ビルのビル機能の維持のために検討する項目であるが、本社が作成するBCPにも、これら各ビルの要件を反映するように検討することが望ましい。

3.5項以降では、特に主語が明記されている場合を除き、各ビルのBCP作成担当者が検討・実施すべき事項を記述している。

各業務を継続業務と休止業務に分類するに当たり、ビル内で実施している業務の洗い出し、各業務の重要性・停止時の影響の分析を行ったうえで、業務の優先度を分類する。以下**1)～3)**に業務の優先度を分類するための手順を例示する。

1) 業務の洗い出し

ビル内で実施している業務の一覧表を作成する。一覧を作成する際は、以下の情報を含める。

- ビル事業者側が直接または業務委託会社経由で実施している業務を会社ごとに記述
- 業務を実施するために必要な要員数・実施周期を業務ごとに記述

2) 業務の分析

① 重要度の分析

前記**1)**の一覧表で洗い出した業務ごとに、その重要度を3段階に分類する。重要度の分類は以下の基準で行う。

- 重要業務：ビルの安全、執務環境の維持に必要な業務、中断すると直ちにテナントに重大な影響を及ぼす業務、法的に実施を求められている作業
 (例：ビル出入口の開閉作業、電気・空調設備・エレベータ等設備の監視・点検業務、設備の重要障害の保守対応、トイレの清掃、ゴミ収集、緊急時の警備対応、火災など緊急時の消火・避難誘導対応など)
- 一般業務：ビルサービスの機能維持に必須ではないが、休止するとテナントへのサー

ビス低下につながる業務、

(例：受付業務、出入口などの立哨警備、巡回警備、冗長性のある設備の一部機能障害の保守対応、共用部の清掃、休憩室・会議室・喫煙室などの運営)

- ・非重要業務：数週間程度の中断・延期であればビル機能の継続またはテナントへのサービスの低下に直接影響しない業務

(例：設備の通常定期保守／整備、窓拭き、火災避難訓練、ビル主催の催し物など)

② 資格要件の分析

前記1)の一覧表で洗い出した業務のうち、業務を実施するうえで担当者が資格を保持していることが必須である業務を洗い出す(必要な資格を具体的に検討、記述しておく)。

資格要件は、継続／休止の分類要件ではないが、継続対象業務を確実に運営するために必要な情報となる。

3) 業務の継続・休止の分類

業務の継続・休止の分類を決定する際は、ビルの特性やテナントからの要請などを考慮する必要があるため、一律に区分することは困難であるが、一般論としての分類例は以下のとおりである。

また、継続業務と休止業務の分類については、テナントとの意見交換の中でビル側としての考え方を示し、事前に理解を得ておくことが望ましい。

① 継続業務

- ・前記2)の業務分析で重要業務に分類した業務は、基本的に継続業務とする。
- ・一般業務に分類した業務のうち、テナント側から特に要望のある業務、またビルの特性から実施すべきと判断される業務を継続業務とする。
 - *ただし、ビル運営スタッフの欠勤が増加した場合、従来どおりの実施内容・実施レベルを維持することが困難になることが想定されることから、「実施項目9 継続業務対応」を参照して感染拡大時の影響を最小限とするための取組みを行う。

② 休止業務

- ・前記2)の業務分析で非重要業務と分類した業務は基本的に休止業務とする。
- ・一般業務に分類した業務は、原則として休止業務側に分類する。ただし、一般業務の休止については、担当する従業員の出勤状況に応じて徐々に縮小し、最終的に休止とするような運用を検討する。
- ・業務を休止する際の各種検討事項については、「実施項目10 休止業務対応」を参照し、休止に伴う混乱が最小限となるような取組みを行う。

実施項目9 継続業務対応

(A) 事前準備

(1) 継続方針の策定

ビル運営スタッフの欠勤が増大した場合、継続業務に分類した業務の最低限維持すべき実施レベルの目標を設定し、その実現性について評価する。

① ビルとしての最低限の実施目標の設定

- ・継続業務として分類した業務ごとに、ビルとして最低限どのレベルまで維持すべきか(許容されるか)について検討する。
- ・業務ごとに、最低限維持すべき実施目標レベルを設定する。

② 欠勤者が最大となった状況での該当業務の実施レベルの分析

- 想定される最大欠勤率を設定（政府行動計画では最大40%の欠勤を想定）し、欠勤者が最大となった場合の該当業務の実施レベルを、継続対象業務ごとに分析する（特定の人に依存している業務もあると想定されるが、最悪の事態を想定し、特に依存している要員が欠勤した状況での影響を想定する）。
- 継続業務の担当者のうち、業務に必要な資格者が欠勤することを想定した場合、どの程度の代替要員の確保が可能かについて検討する。

③ 業務の実施レベル低下による影響の分析

前記②の分析の結果、実施目標として設定した業務の目標レベルを実現することが困難と想定される場合、以下の対応を検討する。

• 代替要員の確保

通常のビル運営スタッフの欠勤に対し、外部（本社や業務委託会社の他従業員など）の要員による、代替の可能性を検討する。詳細は「実施項目12 ビル管理要員の欠勤増加対応」を参照のこと。

• テナントとのサービスレベルの見直し交渉

欠勤者が最大となった時に想定される業務の実施レベルをテナントに提示し、感染症（新型インフルエンザ等）の（E）国内まん延期におけるサービスレベルが低下する件について、あらかじめご理解頂くよう交渉する。

（例えば、清掃周期や清掃箇所や巡回警備の回数の削減、動線規制、共用施設休止など）

④ テナントへの継続方針の事前説明

ビルとして設定した感染症（新型インフルエンザ等）（E）国内まん延期における継続対象業務とその実施目標をテナントに事前に説明しておく。テナントに対する、ビル側の事前の方針開示は、テナントがBCPを作成するうえでも有効である。

⑤ 指定事業者の確認

テナントが指定事業者（指定公共機関、指定地方公共機関、登録事業者）に指定をされている場合、感染期であってもテナントの事業継続が必須となることから、ビル機能の維持を要請されることが考えられる。当該テナントの要望とビル側の提供可能範囲との調整を含め、事前の実現可能な計画の策定が必要になる。

(2) 関係者との情報共有と業務委託会社への実施手順策定の依頼

継続業務（休止業務も含め）の分類結果とその業務実施目標レベルについて、ビル管理会社や業務委託会社を含めた関係者に説明する。また、重要な業務委託会社に対しては、国内まん延期でも受託業務を最低限維持すべきレベルで実施するための手順策定を依頼する。

(3) ビル管理会社や業務委託会社とのサービスレベルに関する事前交渉

ビルの継続方針を実現するため、また、ビルのBCPをより確かなものとするためにも、ビル管理会社や業務委託会社との間でサービスレベルを規定すること（SLA: Service Level Agreement サービス・レベル・アグリーメントの締結）は有効である。

ビル管理会社や業務委託会社との間の委託業務のサービスレベルの設定に関する現状を把握し、必要に応じてサービスレベルを合意するための交渉を行う。

- 継続対象となった業務ごとにビル管理会社や業務委託会社との間に設定されているサービスレベルの内容を確認する。
- サービスレベルが規定されていない場合：ビルの継続対象業務について、ビル管理会

社や業務委託会社に期待する稼働レベルを維持するよう交渉し、その結果を明文化する（サービスレベルの設定に合意せず、また感染症（新型インフルエンザ等）の国内まん延期に各ビルが期待する業務の実施レベルの達成が困難と想定される場合は委託先の見直しも含め検討する）。

- サービスレベルが規定されている場合：ビル管理会社や業務委託会社がサービスレベルの実現に対しどのような対策、手順を構築しているのか確認する。

(B) 発生初期

- 継続業務担当部門及び担当者に対し、感染予防・体調管理に留意するよう指示する。
- 継続業務を担当する業務委託会社に対し、社員に対する感染予防啓発、代替要員の確認などBCPに基づく取組みの強化を依頼する。

(C) 国内発生初期

- 病原体の影響度及び感染拡大動向を踏まえ、継続業務に必要な社内及び業務委託会社などの人員の確保や代替要員に対するOJTなどの訓練について、本社から各ビルに指示する。
- 各ビル地域内での感染発生に備え、各ビルにおいて準備作業に入るよう本社から指示する。
 - * 備蓄品の在庫場所や在庫状況の確認
 - * 連絡リスト等の情報の更新や最新であることの確認
 - * 継続業務の優先順位の現況での変更が必要ないことの確認
 - * 進行中の営繕作業や、定期点検などの日程の確認
 - * テナントや関係会社との連絡会議開始の手順確認
- 本社は、各ビルから準備状況の報告を受けるとともに、不足事項は直ちに対応作業に着手するよう各ビルに指示する。

(D) 国内拡大期

- 本社は、ビル周辺での感染が発生した場合、各ビルに情報収集の強化を指示する。地元保健所や自治体の情報から緊急度を判断し、BCP発動準備を検討する。
- 継続業務に必要な関係者の出勤状況・対応状況及び必要人員の確保に関する情報を継続的に更新して最新状況を把握する。
- テナントやビル管理会社との情報連携、課題認識のため必要に応じまたは定期的な連絡会議を開催する。連絡会議は感染予防の観点から、対面の会議ではなく、電話会議などの対面しない方法も検討する。

(E) 国内まん延期

- 各ビルで欠勤者の把握を毎朝実施し、継続業務に対する影響を把握して、日々の対策を検討する。
- ビル運営スタッフの出勤状況は極めて変動的となることから、毎朝、出勤状況に応じ臨機応変に要員と実施すべき業務の仕分け・割り振りを作成し、出勤してきた各スタッフに当日に実施すべき事項を明確に指示する。
- 出勤状況によっては、あらかじめ想定していた代替要員または本社側での支援など、取り得る対策を活用し、業務の継続に努める。

- * 欠勤状況に応じ、ビル、ビル管理会社及び業務委託会社の業務の優先順位についてテナント及びビル機能への影響を最小限に留めるように決定する。
- 優先度の低い業務については休止または業務内容を大幅に縮小し、出勤可能な要員をより重要な業務に振り向けるとともに、休止に伴うテナントの混乱を最小限にするための対策が重要となる。

(F) 小康期

- 継続業務の選別や対応手順に関して、問題点と改善点の検証を行い、必要な計画見直しを行う。
- 課題の解決は、現状の業務手順の見直しが必要になる場合もあるので、慎重な検討が望まれる。

実施項目10 休止業務対応

(A) 事前準備

(1) 休止業務の影響分析

感染拡大に伴い優先度の低い業務を大幅に縮小または休止した場合、想定されるテナントへの影響について、休止対象業務ごとに分析する。

- 想定される休止対象業務の例示
 - * 警備関連：出入口一部閉鎖、巡回回数削減、立哨時間の短縮
 - * 設備維持：定期点検など緊急性の低い作業
 - * 清掃関係：窓拭きなどの休止してもテナント側への影響の少ない業務や日常の清掃業務の実施回数の削減・実施場所の限定など仕様変更
 - * 受付：出社可能人数に合わせた、配置ポスト数の削減（不足分はビル管理事務所内での電話対応など）
 - * 共用部の利用制限：喫煙室・共用休憩室・共用会議室など共用部の閉鎖
- 業務の休止契機：業務を休止する基準を検討する。
 - * 積極的な休止：ビル運営スタッフの欠勤状況などによらず、(D) 国内拡大期になった段階で積極的に業務の休止（延期）を判断するような業務（例えば、設備の定期点検など休止によりビル機能やテナントへの影響が少ない業務は積極的に休止／延期の判断を行うことも考えられる。）
 - * ビル運営スタッフの欠勤状況に応じた休止：ビル運営スタッフの欠勤状況に応じ、より優先度の低い業務から業務を縮小し、要員をより重要な業務に振り向ける。

(2) テナントへの事前周知

- 休止に伴うテナントへの影響の度合いによっては、テナントに対しあらかじめ想定される状況について説明しておくことが望ましい。
- 業務を休止する段階でテナントに混乱を招かないよう、相互に連絡し確認のうえで休止するなどの手順を定めておくことが望ましい。

(3) ビル運営の限界点に関する検討

- ビルが提供するサービスの継続について最善の努力を目指すものの、ビル運営スタッフの欠勤状況によっては、ビルの安全とビル機能の維持が困難となり、テナント業務

に支障を及ぼすことも想定される。

- ビル機能やサービスの低下がテナントとの関係で致命的になる限界点についてあらかじめ分析し、可能な限りの代替策を検討する。テナントに協力依頼をする事項も検討する。
- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度が極めて大きく、想定以上の欠勤者が出てビル機能やサービスの低下レベルが限界点を越えた場合、最悪ビルを閉鎖する場合について検討しておくことが望ましい。しかし、ビル閉鎖という選択肢は、経営上極めて大きな問題であり、収益悪化、テナント流出、評判低下による集客力低下などさまざまな問題が惹起されるので、慎重な検討が必要である。
- (X) 緊急事態宣言時に行政側からビルの閉鎖（全部または一部）に関する要請が出た場合、各ビルとしては感染拡大防止を優先して一定期間ビルの閉鎖に協力する方法を検討する。ビルの閉鎖の可能性は一般的には低いと想定されるが、テナント側にも潜在リスクとして説明し、最悪の事態に備えた対応についてあらかじめ検討を要請しておくことが望ましい。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- 休止の判断は、社員及びビル管理会社や業務委託会社の欠勤率の増加に応じて、少ない人数でより重要度の高い業務の継続を優先するという観点から行う。
- 社員の出勤率及びビル管理会社や業務委託会社の稼働状況を把握し、休止の判断をする。業務休止により生じる余裕人員は、重要業務継続の応援要員として活用する。
- 欠勤率の変動に応じて、臨機応変に対応する必要がある。
- 一部業務であっても休止の決定は、ビル事業経営上の重要事項であり、経営層や機関決定が推奨される。

(F) 小康期

- 休止業務の選別や対応手順に関して、問題点と改善点の検証を行い、必要な計画の見直しを行う。
- 課題は、業務を休止した影響が想定外の結果になったなど、想定外の事態の発生から反省として生じる場合もある。影響の分析方法まで遡ることも検討する。
- 終息後、テナントの協力への感謝と特別対応の終息に関する文書をテナントに配布する。

実施項目11 新たに発生する業務への対応

(A) 事前準備

感染症（新型インフルエンザ等）の流行に伴い、新たに発生する業務・作業が想定されるため、実施担当・対応手順について検討しておく。また、実施するうえで新たに必要となる備品についても調達しておく。一般的に想定される新規追加作業を以下に示す。

- ビル内及び関係者の感染予防・感染拡大防止策の推進
- ビル内で感染者（及び感染疑い者）が出た場合の消毒作業、他テナントへの周知・情報共有など（業務委託会社を含めた各社の役割について整理しておく。）
- ビル運営スタッフの感染予防策の推進、健康状態・出勤の可否などの管理と要員配置の検討
- ビル運営スタッフの出勤／稼働状況の把握と業務の休止判断、テナント・ビル管理会

社・業務委託会社への一部業務の休止に係る周知及び本社への連絡・情報共有の手順の検討

- ビル管理会社・業務委託会社への依頼事項があれば、事前に検討する。
- “新たに発生する業務”については、(B)発生初期以降、「実施項目9 継続業務対応」と同様の対応を行う。

(X) 緊急事態宣言

- 知事による催事・イベント等の中止要請か、従わない場合には指示が出て、かつ要請・指示は公表される。自社のビルで開催予定の催事・イベント等の場合、開催者・主催者等と対応の検討、会場としての掲示・周知、知らずに来訪した参加者への対応等を行う。また、開催者・主催者が自主的に中止する場合にも、同様の対応を行う。

実施項目12 ビル運営スタッフの欠勤増加対応

(A) 事前準備

- まん延時において目標としている継続業務の運営レベルが、ビル管理会社と業務委託会社のビル運営スタッフの欠勤の増加によって実現できないと想定される場合、各ビルは、各ビル管理会社と業務委託会社に対し欠員補充策の検討を要請する。

なお、委託業務の代替要員は、個人が特定されない場合は（清掃や警備要員など）、業務委託会社の連絡先情報を把握し、必要に応じて協議できるようにしておく。

(B) 発生初期

- ビル運営スタッフ欠勤時の補充要員に対する自身が担当する業務内容の理解の徹底とOJTなどによる代替能力の向上を図る。

(D) 国内拡大期

- ビル管理会社と業務委託会社に補充代替要員計画の実施準備を徹底させる。
- 代替候補となっている資格要件保有者が、通常業務を外れ代替業務への勤務が可能な状況になっているか把握する。

(E) 国内まん延期

- ビル運営スタッフ等の欠勤状況と補充代替要員計画の実施状況を把握して、問題が発生する恐れのある業務に関して、補充代替要員の派遣を本社及びビル管理会社と業務委託会社に要請する。

(F) 小康期

- 欠勤増加対策について問題点と改善策を検証し、必要な計画の見直しを行う。

実施項目13 テナントとの情報共有・説明

(A) 事前準備

- 「実施項目9 継続業務対応」と「実施項目10 休止業務対応」の休止業務の影響分析などにより、テナント側との意見交換を実施し、ビル側・テナント側双方で事業継

続方針を相互に認識しておく。

- ビル側として、業務の継続・休止に関する考え方について、テナントに説明する文書の雛形をあらかじめ作成しておく。

(B) 発生初期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度に応じ、共用スペースの運営方針や感染予防策、感染拡大防止策を検討し、その結果をテナントに説明資料として配布する。

(D) 国内拡大期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度に応じ、休止及び継続する業務を判断し、その結果をテナントに文書配布により説明する。
- テナント側の対応状況の把握を徹底する。
- テナントやビル管理会社との緊密な情報交換を図る（感染防止のため、対面会議を避け、電話会議などを活用する）。

(E) 国内まん延期

- 感染拡大に伴うビル運営スタッフの欠勤の増加に伴い、業務休止や一部縮小の結果、サービスレベルの低下が生じる場合は、その内容をテナントに通知する。

(F) 小康期

- 休止／継続業務の通常レベルへの復旧に関する文書をテナントに配布する。

3.6 感染予防策

本項では、感染予防に向けた啓発活動や感染予防具等に関する基本的な事項を示す。感染予防は計画だけでは実効性がなく、社員やビル管理会社・業務委託会社の担当者の感染予防策と咳エチケットに関する正しい理解と実践、さらに感染予防に係る用品の使用目的・使用方法の正しい理解が必要である。

実施項目 14 社員・関係者向け感染予防啓発

(A) 事前準備

- 感染予防に関するパンフレットを社員に配布し、その理解を深めるため、適宜説明会を開催する。
- 社員に対し、パンフレットを家族とともに熟読し、それぞれの家庭においても社員と同様感染予防策の励行と、感染した場合の適切な対応の実践を要請する。
- 職場に掲示する感染予防のポスターをあらかじめ作成する。
- ビル管理会社と業務委託会社に対し、各ビルの感染予防に関する方針の説明を行い、ビル内での作業実施時における感染予防策啓発活動と対策遵守について協力要請をする。
- 感染期間中の自宅での検温実施について、社員に説明するとともに体温計の準備を社員に要請する。
- 感染期間中の感染予防・感染拡大防止のため自宅でのマスク、最低限必要な食糧など

の備蓄を社員に要請する。

(B) 発生初期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の発生報道を受け、社員及びビル管理会社と業務委託会社に周知し、新たに収集した情報（症状・感染力・感染経路・感染症（新型インフルエンザ等）の影響度など）を反映した感染予防策と咳エチケットの徹底を要請する。
- ビル運営スタッフ各自に対し、居住地区の自治体のガイドを基に、自宅で発熱など感染の疑い症状が出た場合の対応手順（帰国者・接触者相談センターなどの相談先電話番号の把握、会社への報告）をあらかじめ把握しておくよう指示しておく。
- 状況に応じて、社員・関係者向けの感染予防用の啓発ポスターを掲示する。

(C)－(E) 国内発生初期－国内まん延期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の国内での発生状況・感染期の対応手順など必要な情報を更新したうえで、社員などビル運営スタッフに対し、感染予防策の励行・体調管理について徹底し、かつ咳エチケットや感染予防の取組みについて、家族を含め励行するよう依頼する。
- (F) 小康期まで、啓発ポスターの掲示を継続する。

(X) 緊急事態宣言

- 発令された場合には、周辺地域で厳しいまん延状態またはそれが予想されることから、啓発活動をさらに強化する。
- 取組みの励行を求める表現を強化する等の検討をする。

(F) 小康期

- ポスターの取外し時期を検討する。

実施項目 15 情報収集及びテナント・地域との連携

(A) 事前準備

- 管轄の地元保健所の連絡先、帰国者・接触者相談センターの連絡先、感染疑い者発生時の対応手順など、地元の自治体との連携を図るために必要な情報を入手しておく。
- テナント側の感染予防策の取組み方針／状況などについて意見交換しておくことが望ましい。
- ビル側からテナントへの周知文書（ビル内感染時の相互連絡・相互協力、ビル側の感染予防策の方針説明など）についてあらかじめ雛形を作成しておく。

(B) 発生初期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の発生報道を受け、各ビルの担当者は、地元の自治体・地元保健所の対応方針・感染者発生時の対応手順など新たな情報・要請の有無について確認し、ビルの対応手順書に適宜反映する。
- テナント側と感染予防及び感染拡大防止の対策の強化について、密接な相互連絡を心がけるとともに、地元保健所などの最新の対応方針に基づいて、テナントとビル側の連携・責任分担を再確認しておく。

(C) 国内発生初期

- 各ビルが所在する地元自治体・地元保健所などからの情報収集を継続する。新たな要請・感染者発生時の対応手順などの変更などがあれば、各ビルの手順書に反映する。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- 各ビルが所在する地元での行政側からの情報などを収集し、その結果をビル運営スタッフに周知する。
- テナントへの周知文書を配布する。
- テナントや地域との情報交換や連携を図り、地域の感染状況に関する情報収集を継続する。
- 本社では、国や海外の情報を収集し、必要に応じ、各ビルに情報を流す。

(F) 小康期

- 国、地元自治体や地元保健所の終息宣言等、小康状態の終息確認ができる情報を収集する。

実施項目 16 ビル内感染予防行動の啓発活動**(A) 事前準備**

- ビル共用部に掲示するポスターの原案をあらかじめ入手し、必要に応じて各ビルの属性に係る情報を適宜追加して修正しておく。

(B)－(E) 発生初期－国内まん延期

- 共用部（玄関、トイレ、共用休憩室、喫煙室など）に感染予防に関するポスターを掲示する（咳エチケットの啓発及び徹底など）。
- 希望するテナントに対し、ビルとしての感染予防ポスターを配布する。
- (F) 小康期まで、啓発ポスターの掲示を継続する。

(X) 緊急事態宣言

- 発令された場合には、周辺地域で厳しいまん延状態またはそれが予想されることから、啓発活動をさらに強化し、テナント・ビル利用者・来訪者等への啓発活動を強化、徹底をする。
- ポスター等の表現を強化する等の検討をする。

(F) 小康期

- ポスターの取外し時期を検討する。

実施項目 17 感染予防具の配備**(A) 事前準備**

- 本社側から指示されたマスク・フェイスシールド・手袋など感染予防具に関する使用基準（何を・いつ・誰が・どのように使用など）について、社員・ビル管理会社・業務委託会社などを含め事前に説明し理解を深めておく。

- 各ビルで調達すべき感染予防具を調達し備蓄する。感染予防具の選択基準と用品の詳細については本章末尾の参考を参照されたい。

(B)－(C) 発生初期－国内発生初期

- 感染予防用品の使用基準・使用方法などについて、社員に周知する。
- マスクその他本社側で調達した感染予防具を受け取り、数量を確認のうえ、使用開始の状況（地元での感染確認など規定された条件）となるまで、各ビルで保管しておく。

(D) 国内拡大期

- マスクなど感染予防具の着用基準に基づく使用を開始する。
- マスクの着用や感染予防用品の使用開始の判断は、本社側からの一律の基準や判断ではなく、ビル所在地の状況でビルごとに決めることが望ましい。地域特有の事情を加味した柔軟な対応が必要である。

(E) 国内まん延期

- 感染予防用品の使用開始後は、備蓄感染予防具の在庫管理情報から、品切れを起こすことのないように追加調達を遅滞なく行う。国内まん延期には市場の商品供給が逼迫することが想定されるので、調達には十分な準備が必要である。

(X) 緊急事態宣言

- 発令された場合には、周辺地域で厳しいまん延状態またはそれが予想されることから、ビル内の消毒剤の追加設置、環境表面^{*}消毒の頻度を追加するなどの措置を行うために、必要な感染予防具の数量の検討及び不足分の追加を行う。
※環境表面とは、多数の人間が接触して利用するもので、ドアノブ、蛇口、エレベータボタン、自動ドアボタン、ATM・自販機・券売機ボタンか画面、共用のデスク・電話機・PC・会議テーブルなど数多い。

(F) 小康期

- 感染予防具の使用基準と、使用開始や終了の判断に関する問題点と改善点の検証を行い、必要に応じて予防具の種類や数量の変更を行い、計画の変更を行う。
- 備蓄感染予防具の消費分の追加調達や変更商品の調達を実施して、次の流行に備える。

3.7 感染拡大防止策

本項では、地域あるいはビル内で感染者が発生した場合の、ビル内での感染拡大防止策を示す。ただし、ビル管理会社や業務委託会社の社員については、サービス規程などが異なることから同じ対応を求めることが困難な状況も想定される。ビル管理会社や業務委託会社に対しては、各ビルの方針について理解を求め、できるだけ同様の方針で対応するよう要請する。

実施項目 18 ビル運営スタッフの感染者・感染疑い者への対応

(A) 事前準備

- ビル運営スタッフから感染者（感染疑い者）が発生した場合の対応方針をあらかじめ

定めておく。整理すべき事項は以下の項目が想定されるが、各ビルの状況に応じ適宜項目を見直す。特に、地元保健所の指導に十分留意して対応する。

- 感染初期における地元自治体との連携手順（通報先、各ビルで実施すべき事項など）について本社側の基本方針に基づき具体的に検討する。
 - * 地元保健所などに対し、感染疑い者が出た場合の対応手順を問合せのうえ、手順書に反映する。
- 職場及びビル共用部の消毒実施範囲及び消毒方法をあらかじめ決定しておく。
 - * (B) 発生初期の拡大封じ込め期では、影響度の大きい感染症（新型インフルエンザ等）の場合、地元保健所など行政側が直接消毒または実施すべき対策を指導することも想定される。この場合は行政側の指示に従う。
- 感染者の取扱い方針をあらかじめ決定しておく（感染者の自宅待機、職場復帰条件、休業中の有給・無給扱い、出社中に発症した場合の対応手順などに関しては、対策ガイドラインを参照にする）。

(B) 発生初期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度を反映した出勤・自宅待機の基準について本社の情報を基に各ビルの手順書を更新する。
- 社員及びビル管理会社・業務委託会社に各ビルの対応方針を周知する。

(C) 国内発生初期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の新たな感染症状の特性が確認された場合、速やかに手順書を更新のうえ、ビル運営スタッフに周知し、該当する症状に気付いたら感染者・感染疑い者の対応手順に沿った対応をするよう改めて周知する。
- 封じ込め対策が実施されている時点で感染または感染の疑いが出た場合は、感染拡大防止のためできるだけ他者との接触を避け、地元自治体・地元保健所の指示に従った対応を取ることを関係者に徹底する。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- ビル運営スタッフで感染・感染疑い者の発生時には、自宅待機方針に基づいた対応を徹底させる。
 - * 感染者は自宅で療養し、出社させないことを徹底する。感染拡大防止には感染者を出社させないことが最も重要である。
- 拡大期以降になると封じ込め対策は実施されなくなるので、地元自治体・地元保健所の指示を確認のうえ、対応方針の変更を各ビルの手順書にも反映する。

(F) 小康期

- 感染・感染疑い時の自宅待機方針の問題点と改善点の検証をして、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 検証に当たっては、自治体や保健所の最新の方針や検証報告、最新の法的要請などの確認を行い、慎重に検討をすることが必要である。

実施項目19 ビル運営スタッフの濃厚接触者対応

(A) 事前準備

- ビル運営スタッフから感染者が出た場合の濃厚接触者に対する対応方針について、あらかじめ決定しておく。
- 濃厚接触者に対する対応方針については、影響度・感染フェーズ・社員の出勤状況に応じた方針をあらかじめ整理しておく。
 - * 例：“毎日検温のうえ、異常が無ければマスク着用のうえ通常勤務”、“48時間自宅待機し、異常が無ければ通常勤務に復帰”、“1週間自宅待機のうえ、異常が無ければ通常勤務に復帰”、“同居家族発症後○日間自宅待機”など状況に応じ具体的に検討する。また、(E) 国内まん延期や社員の欠勤率があるレベルを超えた場合は、“濃厚接触者であっても異常が無ければ通常勤務”といった方針も検討する。

(B) 発生初期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度を反映して、濃厚接触者の出勤・自宅待機の基準について本社の情報を基に各ビルの手順書を更新する。
- 濃厚接触者に対する各ビルの対応方針を社員及びビル管理会社・業務委託会社に周知し徹底する。

(C) 国内発生初期

- ビル運営スタッフが濃厚接触者となった場合の自宅待機などに関する対応手順を再度説明し、徹底を図る。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- ビル運営スタッフに濃厚接触者が発生した場合には、自宅待機に関する対応手順に基づいて対応する。

(F) 小康期

- 濃厚接触者の自宅待機に関する対応手順の問題点と改善点の検証をして、必要な計画の見直しを行う。

実施項目20 テナント側での感染・感染疑い者への対応

(A) 事前準備

- テナントに感染者（感染疑い者）が発生した場合の対応方針をあらかじめ定めておく。整理すべき事項は以下の項目が想定されるが、各ビルの状況に応じ適宜項目を検討する。
 - * 地元自治体（地元保健所など）との連絡（テナント側での実施が原則）
 - * テナント側で感染疑い者が発生した場合のテナントからビル側への通知手順
 - * ビル内で感染者・感染疑い者が発生した場合のビル側での実施事項（共用部の特別清掃・消毒作業など）
 - * テナント側で感染疑い者が発生した場合の他テナントへの周知方法（ビルとしての感染拡大防止策、当該テナントの感染拡大防止の取組み状況等を内容とする雛形文書の作成など）

(B) 発生初期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の発生を受け、最新の症状・感染経路・影響度から、これまでテナント側との間で想定していた対応を見直す必要がある場合、双方協議のうえ対応手順の見直しを行い、手順書に対し必要な修正をする。

(C) 国内発生初期

- テナント側とビル側との相互連絡・対応事項（消毒や他テナントへの周知など）・地元保健所との連絡など対応手順を徹底する。

(D) 国内拡大期

- ビル内で感染者（あるいは疑い者）が発生した時は、感染者発生的事实、消毒等の実施内容、安全である旨の説明文書を館内の他のテナントに配布する。
- 他テナントからの問合せ等に適切に対応する。
- 個別の感染者情報については、プライバシーに配慮することとし、不必要な情報を流すことがないように注意する。

(E) 国内まん延期

- 状況に応じた情報発信を行う（個別の感染者発生などの情報発信は不要）。

(F) 小康期

- 終息後、必要に応じてテナントへの協力への感謝と、特別対応の終息に関する文書をテナントに配布する。

実施項目21 出勤対策・動線分離対策など**(A) 事前準備**

感染予防・感染拡大防止のため、出勤方法または出勤時間の見直しの可能性についてあらかじめ検討を行う。また、ビル内の動線分離に関する依頼・相談がテナント側から来るとも想定されることから、事前にどの程度の対応が可能かについて検討を行っておく。

- ビル運営スタッフの時差通勤について検討する。
- 動線分離は、十分な感染予防策を取ることが難しい環境（不特定多数が行き来するロビー、エレベータなど）で対人距離を1~2m以上離すことで感染拡大を抑制することを目的に、共用部通路・階段を一方通行に制限するなどの可能性について検討する。
- 動線分離として、出入口の数を制限する、出入りを一方通行にするなども想定されるが、駅との連絡通路など閉鎖が困難な箇所もあるため、ビル利用者の利便性とのバランスを考慮して手法を検討する。
- 動線分離は、ビルサービスの提供にも支障が生じることになる。サービスの提供の動線にも注意をして、手法を検討する。
- 動線分離を行う場合、ビル利用者には不便が生じるので、テナントへの丁寧な説明、一般ビル来館者へのわかりやすい案内が必要である。
- エレベータの利用について、利用が集中する出勤時・昼食時などの時間の分散や、階段の積極的利用などテナントに対する協力依頼を検討する。

(B) 発生初期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度に応じ、準備段階で策定した出勤対策や動線分離などに関する方針の見直しの必要性を検討する。
- 手順を変更する場合は、テナントへの事前説明の必要性を検討する。

(C) 国内発生初期

- ビル運営スタッフに対し、地域で感染が確認された以降の出勤や勤務体制の変更の有無などについて方針を説明しておく。
- ビル管理会社・業務委託会社に対し、感染症（新型インフルエンザ等）感染拡大期の出勤や勤務時間変更などに関する各ビルの対応方針について徹底しておく。
- 各ビルの対応策をテナントに説明するとともに、テナントの対応策を確認する。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- 感染状況に応じて、テナントに対し以下のような対策の協力依頼をする。
 - ① 時差出勤・時差昼食時間（食堂など人が集合する場合）
 - ② エレベータ内の感染回避のための階段の積極的利用
 - ③ エレベータの混雑緩和協力（満員にしないで見送る協力）
 - ④ 動線規制の協力依頼

(F) 小康期

- 終息後、テナントの協力への感謝と特別対応の終息に関する文書をテナントに配布する。
- 実施をした出勤対策や動線分離などの問題点と改善点を検証して、必要な計画書の見直しを行う。

実施項目 22 共用施設の運営

(A) 事前準備

- 感染拡大期の共用施設（リフレッシュルーム・喫煙室・休憩室・貸会議室・イベント会場など）の運用方針をあらかじめ定め、テナント側に説明しておく。
 - * 例えば感染症（新型インフルエンザ等）の影響度が季節性インフルエンザと同程度であれば特別な運営をする必要はないと想定される。一方、感染症（新型インフルエンザ等）の影響度が大きい場合には、感染拡大防止の観点から、共用施設の閉鎖も想定される。
 - * 閉鎖を実行する場合には、その影響を配慮した代替手段の提供の可能性を検討する。（例：喫煙室を閉鎖することで、屋外通路やビル周辺での喫煙を誘発して、ビルの評判に悪影響を与えてしまうなど。）

(B) 発生初期

- 共用施設の運営方針をテナント及び利用者に周知する。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度が大きい場合、感染拡大やまん延状況を勘案し、共用施設の全部または一部の閉鎖実施時期を検討する。

- ・閉鎖する場合にはテナントに通知する。

(F) 小康期

- ・共用施設の再開時期を判断して、テナントに連絡する。
- ・共用施設対策の運営方法に関する問題点と改善点の検証をして、必要に応じて計画の見直しを行う。

実施項目23 イベント会場・貸会議室の運営

(A) 事前準備

- ・特措法でイベントの中止や、施設（イベント会場、貸会議室、展示場など）の閉鎖の指示が出る場合の対応や手順などをあらかじめ定めておく（本社側の方針や近隣の施設との整合性を図る）。
- ・イベント主催者あるいは施設利用者に、法的要請あるいは各ビルの判断で施設の閉鎖（利用契約の一方的解除）もありうる旨の説明書の雛形をあらかじめ作成しておく。また、主催者や利用者が自主的に中止する場合の対応もあらかじめ作成しておく。この場合、申込み段階での免責条件の明文化や、契約書の条項に入れるなど損害賠償責任が生じないように注意する必要がある。
- ・利用する場合には、ビル側及び主催者側の感染予防策に関する分担範囲を明文化し、主催者に説明しておくことが望ましい。

(B)－(C) 発生初期－国内発生初期

- ・知事からイベントの中止、施設の閉鎖などが要請・指示された場合の対応及び主催者との連絡方法、参加者への通知方法、中止の掲示並びに当日の混乱の対応など、主催者と連携する。
- ・申込みの際、主催者に対して、感染の拡大状況によっては施設の利用を制限したり、施設の閉鎖の可能性があることを説明する。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- ・感染拡大やまん延状況を勘案して、イベント会場・貸会議室の利用の中止について、主催者等関係者を含めて検討する。中止の事前通知に必要な日数を考慮して、早めの決断が求められる。
- ・イベント開催時の感染予防策は、イベント主催者の責任であることを明確にしておく。

(X) 緊急事態宣言

- ・知事による施設閉鎖の要請か、従わない場合には指示が出て、かつ要請・指示が公表される。自社のビルが要請・指示を受けた場合には、ビルとしての掲示や周知など必要な対応を行い、知らずに来訪する人々への対応などを行う。
- ・知事による催事・イベント等の中止要請か、従わない場合には指示が出て、かつ要請・指示は公表される。自社のビルが会場である場合には、開催者・主催者等と協調して会場としての掲示や周知など必要な対応を行う。また、開催者・主催者が自主的に中止する場合にも、同様の対応を行う。

(F) 小康期

- ・ イベント会場や貸会議室の再開時期を検討する。

3.8 業務委託関連会社対応（共通）

本稿では、ビル事業者が各ビルのBCPに基づき、ビルの運営方針を実行するため、業務委託会社と協議すべき共通事項を示す。本項の業務委託関連会社とは3.1項の3)～7)の会社などを主に指すが、その他のさまざまな業務の委託先を含める。

実施項目24 業務委託関連会社への説明及び業務委託関連会社のBCP確認

(A) 事前準備

- ・ 各ビルの継続及び休止に関する方針をあらかじめ説明する。
- ・ 継続業務に関わる業務委託会社に対し、感染症対策及びBCPが作成されているかどうかを確認する。未作成の場合は、感染症対策及びBCPを作成し、業務の継続性を確保するよう要請する。
- ・ 休止業務の対象となる業務委託会社に対しては、休止の判断時期を説明する。また業務を休止または再開する場合の双方の連絡方法・手順について協議のうえ手順化しておく。
- ・ 業務委託会社のBCP取組み状況によっては、従業員の欠勤が増加した場合、業務遂行能力が低下し、各ビルが期待する作業の実施が困難になることも想定される。業務委託会社のBCPの取組み状況によっては、新たな業務委託会社の確保も考慮する。
- ・ パート社員や契約社員について、突然の欠勤に対応できる代替要員の確保などの対策が十分かをあらかじめ確認しておく（パート社員や契約社員の居住地区の学校の閉鎖などで、同一学校に通う児童をもつ複数社員が同時に欠勤したり、幼稚園・小学校・中学校など順番に閉鎖することで児童の自宅待機が繰り返され、欠勤が児童人数分長く続くなどが想定される）。

(B) 発生初期

- ・ 感染症（新型インフルエンザ等）の発生報道を受け、感染拡大に備えた対応の徹底について依頼する。

(C)－(D) 国内発生初期－国内拡大期

- ・ 業務委託会社側が担当する感染予防用品の各ビルへの配備状況について確認する。
- ・ 業務委託会社のBCPの発動状況（会社として事業継続を運営するための組織を立ち上げ、情報収集や感染予防策について実施していることなど）を確認する。

(E) 国内まん延期

- ・ 継続業務を担当する業務委託会社のBCPの発動状況と対応状況を把握し、問題がないか確認する。各ビルの手順の変更が必要な場合や、各ビル手順との齟齬が認められる場合には、早急に関係者と協議し善後策を検討する。
- ・ ビル事業者及び業務委託会社のBCPに変更が生じた場合は、テナントのBCPの変更も必要となる場合があるので、テナントへの早めの通知が望ましい。

(F) 小康期

- 発動期間中に中断・休止した業務の復旧について協議を行う。
- BCP発動の終了を業務委託会社と検討し、平時の業務体制に戻る。
- 業務委託会社のBCPに関して、評価と課題について業務委託会社と協議をする。

実施項目25 感染予防策**(A) 事前準備**

- 業務委託会社の感染予防策について事前に把握するとともに、各ビルの方針について業務委託会社に説明する。
- 業務委託会社での感染予防・拡大防止に関わる用品（マスク・手袋その他感染予防に関わる物品）の準備につき、あらかじめ確認する（感染拡大防止策は次項目）。
- 感染予防策で各ビルと大きなギャップがあり、ビルの事業継続またはテナント側の要望に応えることが困難と想定される場合は、業務委託会社に対し改善を求める。
- 業務委託会社が社員に対し感染予防策に関する研修・啓発や訓練をどの程度実施しているかについて確認し、啓発の徹底を要請する。
- 業務委託会社に対し、感染予防策の開始時期（マスク着用など）について確認する。

(B) 発生初期

- 感染予防策の開始時期について、業務委託会社側の判断状況を確認するとともに、状況判断についての意見交換を開始する。
- 2009年の新型インフルエンザの事例からも、海外で発生したとしても、国内に感染が広がるまでの日数的余裕は長くないので、準備に万全を期することが望まれる。

(C) 国内発生初期

- 業務委託会社の感染予防策に関する準備または実施状況について、確認する。
- 感染拡大期に移行する場合の連絡や連携の手順について確認する。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- 感染拡大状況に応じて、ビル内作業時の感染予防策の実施を依頼する。
 - * 実際に発生する状況に応じて、柔軟で実効性のある実施レベルを検討することが望まれる。

(F) 小康期

- 感染予防策の終了時期に関する協議を実施、終了のタイミングを検討する。
- 感染予防の問題点と改善点について業務委託会社と協議し、対策の見直しなどの検討をする。

実施項目26 感染拡大防止策**(A) 事前準備**

- 業務委託会社の感染拡大防止策を把握するとともに、各ビルの感染拡大防止策につい

て説明し、各ビルの方針を理解したうえで同等の取組みを行うよう要請する。

(B) 発生初期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度に対応した業務委託会社の感染拡大防止への取組みの準備状況を確認する。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- 業務委託会社側の感染者・感染疑い者がビル内で勤務しないことを徹底するよう要請する。

(F) 小康期

- 感染拡大防止策の終了時期に関する協議を実施、終了のタイミングの検討をする。

実施項目 27 欠勤対策

(A) 事前準備

- 業務委託会社の欠勤が増加した場合の対応方針について確認する。対応方針に問題がある場合、必要に応じ双方で対策を協議する。

(D)－(E) 国内拡大期－国内まん延期

- 業務委託会社側の欠勤状況とこれによる継続業務への影響についての報告を求める。
- 想定を超える欠勤により継続業務が維持できなくなるなどの問題が生じると予測される場合には、サービスレベルの見直しも必要となるので、具体的手続き・実施レベルについて関係会社やテナントと協議する。

実施項目 28 連絡体制

(A) 事前準備

- 感染症（新型インフルエンザ等）では、電話回線の中断などは想定する必要がないので、通常の電話番号で連絡が取れると想定する。
- 通常把握している業務委託会社担当者の連絡先だけでなく、業務委託会社の事業所または本社の緊急用連絡先番号についても事前に把握しておく。
- 少ない人数で緊急時に同時複数に連絡をする手間を省くために、効率的な情報の伝達方法や連絡網を決めておくことが有効である。

(F) 小康期

- 連絡体制の問題点と改善点について、業務委託会社と協議して、対策の見直しなどの検討をする。

3.9 業務委託会社対応（個別業務）

本項では、ビル事業者が各ビルのBCPに基づき、ビルの運営方針を実行するため、業務委託会社と協議すべき個別事項を示す。

実施項目 29 共用部清掃（清掃業務委託会社）**(A) 事前準備**

- ビル内で感染者が発生した場合や吐しゃ物などの消毒清掃に関する対応方針について、清掃業務委託会社との間で協議する。
- 必要な消毒液、追加が必要となる清掃用具などの準備について、あらかじめ協議する。
- ビル内で感染者が発生した場合、特に初期の段階では、感染拡大防止のための作業を優先することが求められることから、清掃業務の優先順位について、各ビルと事前に確認しておくことが望ましい。
- テナント側からの要請についても清掃委託先と実施方法を検討する。

(D) 国内拡大期

- 感染症（新型インフルエンザ等）の影響度と周辺の感染状況から判断して、感染防止対応のための消毒清掃作業を開始する。
- 突然のビル内での感染者発生に備えて、準備を行うよう、清掃委託会社に注意を喚起する。

(E) 国内まん延期

- 感染防止対応のための消毒清掃作業を継続する。状況に応じて、感染防止に有効な箇所の清掃頻度を上げるよう要請することも検討する。
- ビル内で感染者が発生する可能性が高くなっていくため、突然の作業依頼に対応できるよう迅速かつ柔軟な対応について要請する。

(X) 緊急事態宣言

- 発令が、周辺地域で厳しいまん延状態またはそれが予想されることを意味する場合には、消毒清掃作業の優先度を上げ、他の業務レベルを下げてでも消毒清掃作業の頻度を引き上げるよう依頼する。なお、委託先の人員確保の困難性も考慮し、必要があれば、ビル事業者も消毒清掃作業を支援することも検討する。

(F) 小康期

- 感染防止対応消毒清掃作業の終了時期を検討し、関係者に通知する。

実施項目 30 実施中工事関連（設備・営繕関連委託会社）**(A) 事前準備**

- 感染拡大時の工事中案件の取扱いについて設備・営繕関連会社と協議する。
- 途中で中断することが難しい工事の場合、その取扱いについては関係者協議のうえ、対策を検討する。
- 中断する場合の手順について、関係者で確認するとともに、再開の手順についても確認する。
- 工期遅れが発生した場合の契約上の取扱いについて、利害関係者を含め事前に協議しておく。
- 営繕工事等が法令上必要とされるものである場合には、工期の延期の可否や申請方法

を確認する。延期が困難な場合には、代替手法について相当の時間的余裕をもって検討を開始することが望ましい。

(B)－(C) 発生初期－国内発生初期

- 工事中の案件に対しては、工事に係る要員の感染予防及び感染拡大防止策を励行したうえで、予定どおり継続するよう徹底する。

(D) 国内拡大期

- 工事中断の要因となる欠勤状況を把握し、工事の継続が可能か、中断する必要があるのかを検討する。作業が困難になる前に判断することが望ましい。
- 継続する場合であっても、万一の場合に備えて混乱無く工事を中断するための手順検討を要請しておくことが望ましい。

(E) 国内まん延期

- 欠勤者の状況を的確に把握し問題が生じる恐れがある場合、速やかに各ビルに通知するよう要請する。
- 各ビルは関係者と協議のうえ、工事の中止・継続に関する迅速な判断を行う。
- 急な工事中断に備えて、中断のための手順を関係者に徹底する。

(F) 小康期

- 再開に当たっては、工事の内容からみた優先順位や復旧するために必要な準備作業などを検討する。

【参考】感染予防具の選別基準と用品別の詳細

感染予防対策用品は、表1に従って選別のうえ準備する。用品別の詳細は表2のとおりであり、右欄において備蓄量を算出するための参考として指標を併記している。ここに記載されている商品や数量は、最低限のものと考えて準備を進めることが望ましい。表2の使用基準は一般的な基準なので、ビルの業務に対応して適宜判断をしてください。

表1 感染予防具の選別基準 (出所：第8回新型インフルエンザ専門家会議 平成20年7月30日
配布資料4 職場における感染リスクに応じた感染予報・防止対策と防護具 (*8))

	新型インフルエンザ発生時 職場における感染リスクに応じた 感染予防・防止対策と防護具	流水や石けん・アルコール製剤による手洗い	不織布製マスク (サージカルマスク)	N95マスク以上 又は 防じんマスクDS2規格以上	手袋	ゴーグル 又は フェイス・シールド	ガウン	ヘッドカバー又は帽子	靴カバー又はゴムの長靴	エプロン (ビニール製)	電動ファン付呼吸用保護具 (PAPR) *2
リスク	行動環境										
低	①症状のない人にも通常2m以内に近づく可能性がない。 例：職場においてお互いに2mの距離を保つことができる。また発熱や咳などの明らかな症状がある人と同じ距離にいることはない。	○									
	②発熱や咳などの症状を有する人に2m以内に近づく可能性がない。 例：職場において発熱や咳などの明らかな症状がある人と同じ部屋にいることはないし、いたとしても自分は2m以内に近づくことはない。	○	△								
中程度	③通常はないが、突発的な状況でのみ、発熱や咳などの症状を有する人の2m以内に近づく可能性が短時間ある。 例：通常は職場において発熱や咳などの明らかな症状がある人と同じ部屋にいることはないが、もしいた場合には自分は2m以内に近づくことは短時間はありうる。	○	△~○								
	④発熱や咳などの症状を有し、新型インフルエンザに感染した可能性が否定できない人の2m以内に近づく可能性がある。 例：患者と対面して状況を確認する者、搬送に関わる者。	○	(○) *1	○ *1	○	(○) *3	(○) *3	(○)	(○)	(○)	
高	⑤新型インフルエンザと診断された人の2m以内に近づく可能性がある。 例：患者を搬送する者	○	(○) *1	○ *1	○	(○) *3	(○) *3	(○)	(○)	(○)	
	⑥新型インフルエンザに感染した(疑い例も含む)人の血液などの体液飛散の可能性がある。	○	(○) *1	○ *1	○	○	○	○	○	(○)	(○)

△	十分な防護効果が得られるという科学的根拠はない
(○)	状況に応じて使用する
*1	患者数が相当数増加してきた時点、N95マスク以上または防じんマスクDS2以上が入手困難になった場合あるいは他の状況での使用が優先される場合に不織布製マスク(サージカルマスク)の使用になる。
*2	PAPRは、環境からの飛沫などの粒子状物質を電動ファンとフィルタによって除去した空気を着用者に送風する。防護性が高く、また呼吸も製品によってはしやすく長時間着用も可能である。高価で使用には熟練が必要なことから、非常に高いリスクが考えられる場合にのみ使用されるべきである。
*3	感染が拡大しフェーズが進むにつれ、必然性が薄れると考えられる。
重要	a) 手洗いの遂行や、症状のある者に近づかないことが大切。 b) 防護具の装着等の教育を行う。一部の防護具(マスクやPAPR、ゴーグルまたはフェイス・シールド)は医療従事者以外には特に教育が必要。

参照：国立感染症研究所感染症情報センター「鳥(H5N1)・新型インフルエンザ(フェーズ3~5)対策における患者とその接触に関するPPE(個人防護具)について Ver1.4」

注意	a) この表は、現行のガイドラインに沿って作成したものである。
	b) ここに示した感染予防と防護対策と防護具の水準は、推定される新型インフルエンザの感染経路により、現時点でとりうる最も適当だと考えられる策として推奨するものである。各職場における職員の教育・訓練や備蓄等の検討材料として活用していただきたい。今後の研究による医学的知見および今後のガイドラインの見直しにより、漸次改訂されることが予測される。よって、常に最新の情報を収集するように配慮されたい。
	c) ④~⑥のPPEに関しては、専門家の間でもまだ一致した合意が得られていないため、今後、出てくる知見や議論等に応じ変更する可能性がある。

*8 「職場における感染リスクに応じた感染予防・防止対策と防護具」P64 資料8参照

表2 感染予防用品の詳細

商品など	目的	表1の作業環境	種類・注意点など	代用 (効果が保障されない場合もある)	数量算出基準 (原則人または拠点1日単位)
以下の参照出典					
個人感染防止用			雇用形態に限らず、同一場所で勤務する全ての従業員に配布あるいは配備しないと効果が薄い。		
サージカルマスク 不織布の3層構造	飛沫拡散防止	③	不織布マスクのサージカルマスクを推奨。 耳掛は紐とゴムタイプもある。鼻にフィットさせるノーズクリップ付きもある。プリーツ付きで上下に伸ばすタイプや、コーン型固形タイプもある。 顔とマスクの間に隙間がないように、両手で密着させるように着用する。	単純ガーゼタイプのマスクは、サージカルマスクがない場合に考慮する。	最低1枚、理想は3枚 外から入館ごとに交換 対面業務の場合には、頻繁に交換(3枚/日最低) 患者(疑い者を含む)にも着用させる
N95/DS2相当マスク	飛沫吸引防止	④	ガイドラインでは日常生活の目的には高規格マスク(N95)は推奨していない。 正確な着用法の訓練が必要。 呼吸が制約されるので、労働条件によって使用に困難さが伴う。排気弁付きのタイプもある。 【患者に着用させてはならない。】	日本規格はDS2	感染患者と濃厚接触する頻度で判断
速乾性擦式消毒用アルコール製剤	手指消毒用	③	アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬。 液体、ジェル、ティッシュ含有など。 水分が付いたまま使用されないよう注意喚起をしておくことが必要。 アルコールによる手荒れの可能性に注意。 【60%以上濃度のアルコールは、消防法の危険物に指定されるので、指定以上の備蓄は事前に相談が必要。消防法第十条二項 別表第一第四類引火性液体 三アルコール類 以下記載のアルコール製剤は全て同様】	流水・石鹸手洗いで代用。 施設に設置することで、個人配布を代用。	1回3ml程度、5回程度 外から入館すること

商品など	目的	表1の作業環境	種類・注意点など	代用 (効果が保障されない場合もある)	数量算出基準 (原則人または拠点1日単位)
石鹼	手指消毒用	③	石鹼と流水で必要に応じて消毒。手洗いは15秒以上行う。 石鹼でも、流水で正しく手洗いをすることで十分効果がある。 薬用石鹼、逆性石鹼、消毒石鹼の液体・固形あり。携帯タイプもある。 正しい手洗い方法の徹底が必要。	流水手洗いを省き、速乾性擦式消毒用アルコール製剤で代用。 施設に設置することで、個人配布を代用。	外から入館すること
消毒薬（アルコールティッシュなど）	個人周り消毒用 デスク、電話、キーボード、会議テーブル、対面カウンターなどの環境表面	③	噴霧（スプレー）は推奨されない。拭き取りが必要。 濃縮液体容器入り、希釈済み液体容器入り、ティッシュタイプなど。スプレータイプはいったん雑巾などに噴霧してから拭き取り。	作業環境に左右されるが、施設での設置で代用するのであれば、手近にあるなど、設置場所の選別が必要。	設備の数ごとに、朝・昼・夕の3回程度
ティッシュペーパー	咳エチケット用	③	咳/くしゃみをするとき口に覆う。使用後は、蓋付きのゴミ箱など他の人が触れないように捨てて、接触感染を防止。	ハンカチや洋服のひじをあてるなど。	適量
体温計（個人用）	発熱のチェック	③	出社前に検温を実施して、出社の判断。 (種類は施設設置用体温計を参照)	自宅の体温計を利用。 施設設置を使う場合には、出社後となる。	1人1個

商品など	目的	表1の作業環境	種類・注意点など	代用 (効果が保障されない場合もある)	数量算出基準 (原則人または拠点1日単位)
施設内感染防止用	施設設置用		共用部などに設置する。設置場所は洗面所や出入口など、適宜選別。(紛失に留意)		
石鹼	手指消毒用 ①		トイレ等洗面所に設置、既存の石鹼の利用で十分。普通石鹼でも、流水で正しく手洗いをすることで十分効果がある。 薬用石鹼、逆性石鹼、消毒石鹼の液体・固形あり。	流水手洗いを省き、アルコール製剤系消毒剤で代用可能。 個人配布不要。	補給切れが無いように注意。通常の3～5倍の消費量を想定。
速乾性擦式消毒用アルコール製剤	手指消毒用 ①		アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬。液体、ジェル、ティッシュ含有など。 トイレへの設置は乾燥した手指の消毒が目的。水分が付いたまま使用すると効果が低減する可能性がある。で、流水での手洗い後、乾燥してから使用するよう、注意書きを掲示することを推奨。 アルコールによる手荒れの可能性に注意。 居室入口ドア外側に設置するのは、手指に付着した状態で室内に入らないようにする目的。	石鹼と流水の手洗いで代用。	1回3ml程度、外から入室すること

商品など	目的	表1の作業環境	種類・注意点など	代用 (効果が保障されない場合もある)	数量算出基準 (原則人または拠点1日単位)
消毒薬	④ 環境表面 清掃用		<p>ガイドライン記載は以下の消毒剤2種</p> <p>*次亜塩素酸ナトリウム 次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v% (200～1,000ppm) の溶液。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。</p> <p>*イソプロパノール又は消毒用エタノール 70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。</p> <p>いずれの薬剤も、保存期間があるので、有効期限の管理と買い替えが必要。</p> <p>消毒剤によっては、機材や設備の素材に悪影響を与える可能性に注意。</p> <p>また、指定の使用方法の遵守が必要。</p> <p>消毒剤の噴霧は、不完全な消毒やウイルスの舞い上がり、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。拭き取り清掃が必要。</p> <p>濃縮液体容器入り、希釈済み液体容器入り、ティッシュタイプなど。スプレータイプはいったん雑巾などに噴霧してから拭き取りに利用。</p> <p>環境表面とは、多数の人間が接触して利用するもので、ドアノブ、蛇口、エレベーターボタン、自動ドアボタン、ATM・自販機・切符販売機ボタンが画面、など数多い。</p>	<p>市販の塩素系漂白剤等を希釈して代用可能。</p> <p>通常の洗剤での清掃の頻度を増やすことで可能。</p>	<p>最低1日1回</p> <p>通常の清掃時に消毒薬を使って拭き取り清掃をする。</p> <p>ただし、共用部分などは、利用頻度に応じて1日3～5回に増やすことも検討。</p>
嘔吐物汚物処理・消毒剤	⑥ 感染者からの吐しゃ物あるいは排泄物の処分 消毒用。		<p>清掃後、上記消毒剤で消毒清掃。</p> <p>次亜塩素酸ナトリウム消毒剤を含む清掃キットあり。 (清掃者はP57の清掃者用防護服を着用することが望ましい。)</p>	<p>消毒液に浸漬したモップ・雑巾などで拭き取り清掃。</p>	<p>発生頻度はそれほど無いと想定できる。最大でも社員の数%程度のケースを想定。</p>

商品など	目的	表1の作業環境	種類・注意点など	代用 (効果が保障されない場合もある)	数量算出基準 (原則人または拠点1日単位)
体温計 (検温体制)	発熱のチェック	③	<p>ビル管理として実施する場合（入口検温など）。水銀体温計や、電子体温計（電子音で終了が分かるので便利だが、電池が必要）など。耳式電子体温計は、プローブカバナーも必要。測定方法は、舌下・脇下や耳内などあり。個人使用であるため、接触感染を防止する必要があり、再利用する場合には消毒を実施。また、非接触型の電子体温計やサーモグラフィでは、人間に接触しないので、接触感染が防止できる。</p> <p>入口での検温体制では、効率と接触感染防止の観点から、非接触型かサーモグラフィが推奨される。ただし、外から入ってすぐ検温を実施すると、外気温の影響を受けるか、徒歩などの運動の影響を受けてしまい、測定結果は目安とするのが妥当。また、非接触型は測定者が相手に近づくと、測定者の保護を考慮。</p>	<p>検温の目的と方法で代用方法が変わる。</p> <p>施設内での発熱の検査なら、少数が対象で電子体温計でも消毒して使い回しも可能。あるいは個人配布の体温計で個人別に計測が可能。</p> <p>入口での短時間に多人数を対象にする測定であれば、サーモグラフィが効率的。</p> <p>出勤判断のためであれば、自宅での検温を推奨。</p>	<p>入口検査体制なら、出勤時の対応計画とする。入館予定数と1人当たりの計測時間と終了目標時間とで、必要個数を算出。滞留は最大30分程度を推奨。始業時間の遅延に配慮する。事業所内であれば、1階あるいは場所ごとに1個の設置を検討。</p>
掃除機用 HEPA フィルター	清掃用拡散 防止		<p>床付着の飛沫を掃除機の排気で拡散することを防止。</p>	<p>モップを使った清掃で、拡散は防止可能。</p>	<p>掃除機の数。交換は製品の性能による。</p>
感染者隔離室	救護室		<p>既存の救護室の活用。疑いのあるものを含めて、病院への移送までの待機に利用。使用後の消毒（*食器・衣類・リネン *壁、天井の清掃 *床の清掃）も想定。</p>	<p>小さな会議室などを特定して使う。使用後の消毒をするか、換気をして一昼夜放置。</p>	

商品など	目的	表1の作業環境	種類・注意点など	代用 (効果が保障されない場合もある)	数量算出基準 (原則人または拠点1日単位)
個人防護具 (PPE)	対面作業 社員用	④	感染の可能性のある区画内で作業をする必要がある緊急の場合、不特定多数と対面接触する作業 (例：検温実施者、警備員、受付) などを想定。④と同等の対策。作業員への安心感の心理的要素も考慮する必要がある。		
N95/DS2 相当マスク 又はサージカ ルマスク	接触感染防 止	④	作業労働量と時間の長さで選択。短時間なら、サージカルマスクで可。 フェイス・シールドとの併用ならサージカルマスクで効果がある。 使い棄てにする。		
ガウン又はエ プロン	同上	④	作業性を考えて選択する。対面なら、前面を覆うエプロンタイプでも可能。受付などは不要。	防水のゴムあるいはビニールエプロン。使用後に廃棄するか、消毒が必要。	
ゴーグル 又はフェイス・ シールド	同上	④	ゴーグルは長時間の作業には不向きだが、作業内容によって選択。	メガネなど、ただし使用後表面の消毒が必要。	作業時間にもよるが、使い棄てになるので、食事、トイレなどで区域外に出るごとに交換、1日5セット/1人当たり程度が必要。
ヘッドカバー やキャップ	同上	④	空気感染は少ないと考えられ、室内作業なら危険性は低いので、不要と考えられる。	帽子など、ただし使用後表面の消毒が必要。	
靴カバー	同上	④	一般事業所なら床に付着のウイルスを撒き散らす危険性は少ない。	装着しない。	
手袋 (インナ ーとアウト ーの二重もあ る)	同上	④	アウターをつける二重手袋は、操作性を考えると、一重も選択。(PCキーボード、設備スイッチなど)	水仕事用ゴム手袋 (防水であれば可) など。	
廃棄用蓋付き ゴミ箱	使い棄て廃 棄用		1回ごとの個人防護具 (PPE) の使い棄て分を収納できる大きさ。	ゴミ袋で分別。収納後は1回ごとに口を確実に縛る。	更衣場所ごとに1個。

商品など	目的	表1の作業環境	種類・注意点など	代用 (効果が保障されない場合もある)	数量算出基準 (原則人または拠点1日単位)
個人防護具 (PPE)	感染者支援 者用	⑤・⑥	感染疑い者や発症者を支援する社員用。1回ごとに使い棄てとする。		
患者用サージ カルマスク	飛沫拡散防 止		患者用。嘔吐などがある場合には、着用させない。		
N95/DS2 相 当マスク	感染者から の飛沫と接 触感染防止	⑤	患者と直接接触する支援者が着用。正確な着用の事前訓練を推奨。 【患者に着用させてはならない。】	サージカルマスクあるいは市販の坑ウイルスマスク。	
ガウン 又はエプロン	同上	⑤	直接接触するので、全身を覆うガウンが望ましい。	防水のゴムあるいはビニールエプロン。	
ゴーグル 又はフェイス・ シールド	同上	⑤	患者と直接対面するので、推奨。 顔の前面を覆うフェイス・シールドのほうが、ゴーグルとマスクの組み合わせより広くカバーできるので再利用可能。	メガネなど、ただし使用後表面の消毒が必要。	発生頻度はそれほど無いと想定できる。最大でも社員の数%程度のケースを想定。少人数なら、1箇所に1セット程度。 原則2名で対処する想定で、1セット2個。
ヘッドカバー やキャップ	同上	⑤	患者移動など、さまざまな体勢での支援の可能性があるので、推奨。	帽子など、ただし使用後表面の消毒が必要。	
靴カバー	同上	⑤	吐しゃ物などが無ければ、靴カバー無しでも危険性は少ない。		
二重手袋	同上	⑤	直接患者に接触するので、推奨。	水仕事用ゴム手袋（防水であれば可）	
廃棄用蓋付き ゴミ箱	使い棄て廃 棄用		1回ごとの個人防護具（PPE）の使い棄て分を収納できる大きさ。	ポリゴミ袋で分別。収納後は1回ごとに口を確実に縛る。	更衣場所ごとに1個。
感染者行動 記録表			過去10日程度（保健所の指示による）の行動範囲の調査記録用。	普通のノートでも可。内容を確実におさえる。	

商品など	目的	表1の作業環境	種類・注意点など	代用 (効果が保障されない場合もある)	数量算出基準 (原則人または拠点1日単位)
個人防護具 (PPE)	清掃者用	④	清掃作業に従事者用、危険期間着用する。委託会社の場合でも、自社防衛のために依頼する。		
サージカルマスク	接触感染防止	④	高規格マスク (N95) では、作業の困難性が伴い外してしまふことがないように、サージカルマスクが適当。		
エプロン	同上	④	清掃だけなら前面を覆うエプロンが適当。	一般のエプロンでも可だが、手指の消毒を徹底。	清掃1回ごと。
ゴーグル 又はフェイス・シールド	同上	④	ゴミの取扱いでの飛散感染防止。	メガネなど、ただし使用後表面の消毒が必要。	
二重手袋	同上	④	作業性を重視。念のため、二重が望ましい。	水仕事用ゴム手袋 (防水であれば可)	
廃棄用蓋付き ゴミ箱	使い棄て廃棄用	④	1回ごとの個人防護具 (PPE) の使い棄て分を収納でききる大きさ。	ポリゴミ袋で分別。収納後は1回ごとに口を確実に縛る。	更衣場所ごとに1個。

商品など	目的	表1の作業環境	種類・注意点など	代用 (効果が保障されない場合もある)	数量算出基準 (原則人または拠点1日単位)
籠城用対策 備蓄品			外部と接触を避けるために、社内に滞在する可能性がある場合の対応策。		
食事・食料	災害時と違い、期間が長いと想定する。		長く滞在するのであれば、通常の食事に近い食料の備蓄が必要。災害備蓄品で代用が可能だが、乾パンなどなら代用は困難。一般的に災害備蓄は、数日の短期間を想定。	社内食堂、近隣の食堂、配達など、複数の方法も検討。	
調理方法	食料などの調理方法		煮沸するのか、お湯だけ入れるのか、火気の使用の制約と、調理場所も含めて考慮。	施設内にある給湯設備を使えるのならば、お湯だけで調理できる食料。	
食器類			備蓄食料が平時に近いのなら、食器類が必要。	災害備蓄品で代用可。	期間と人数に応じて備蓄する。 可能な限り、既存の災害備蓄を活用する。
飲料水	不要と思われる		上水道が停止する可能性は、低いと考えられる。	災害備蓄品で代用可。	
寝具	会社に宿泊する。		帰宅しないので、社内で寝ることになる場合。	災害備蓄品で代用可。あるいは近隣のホテルなどを手配。	長期の滞在を考慮して、選別すること。
着替え衣類	災害時と違い、期間が長いと想定する。		個人目的で事前に持ち込むのが良いが、ある程度備蓄することも考慮。	社内での洗濯の準備。	無駄にならないように、災害備蓄品を入れ替えるような方法が良い。
シャワーまたは入浴	同上		期間が長くなれば、必要。	洗面所での洗髪シャワーなどを想定して準備する。	
洗面道具	同上		髭剃り、歯ブラシ・歯磨き、石鹸など。		

第4章 感染症対応BCPの運用

4.1 企業としてのBCPと各ビルのBCPの関係

実際にリスクが出現し、BCPが発動された場合の、本社と各ビルとのBCP運用の関係を示す概念は図4-1のとおりである。

感染予防策や感染拡大防止といった共通的な事項は、一般的には企業としてのBCPの基本的な事項となる。しかしながら、感染拡大の各段階においてビルの機能維持のために優先すべき業務を決定する過程では、各ビルの特性やテナント事情に基づいて継続業務のあり方やサービスレベルを考慮する必要がある。

したがって、BCPの具体的な運用に当たっては、企業としての基本的な方針を踏まえつつ、個別ビルごとにビル管理担当者が主体となって対策を講じていく必要がある。

一方、本社においては各ビルと情報共有・連携を図りながら、例えば各ビルで要員が想定以上に減少した場合、要員派遣を行うなど企業全体としてのBCPの有効性の確保を図る取り組みが求められる。

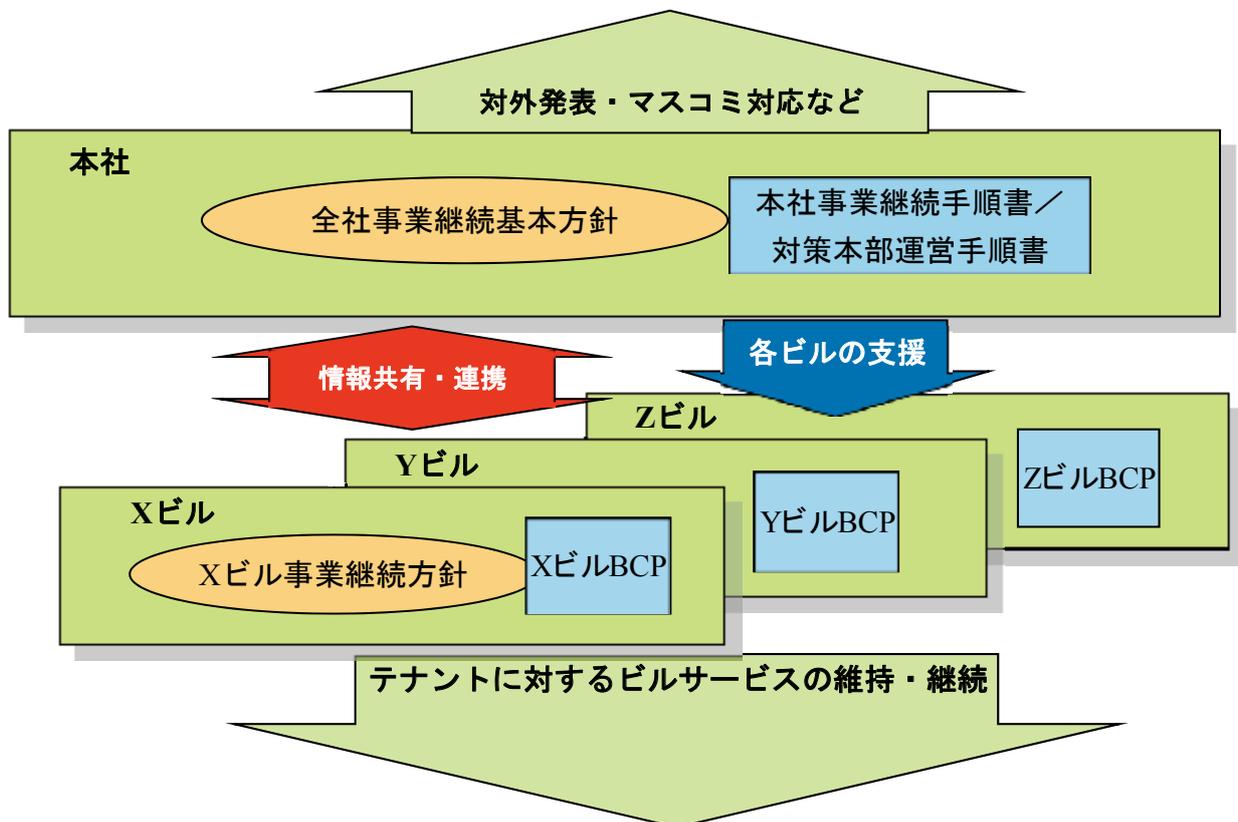


図4-1 本社と各ビルの事業継続計画の関連概念図

4.2 事業継続管理（BCM）における位置付け

1) 企業としてのBCPと各ビルのBCPの関係

感染症（新型インフルエンザ等）に対するBCPも事業継続マネジメント（BCM=Business Continuity Management）の体系からは地震などの自然災害を想定したBCPに加え、新たなリスクの一要素を追加するという位置付けになる。逆に、感染症（新型インフルエンザ等）を想定したBCPが初めてのBCPの場合は、今後、地震や大規模停電、洪水といったリス

クをBCMという枠組みの中で拡張し管理していくことになる。次の概念図で示すBCM／BCPの全体的な概念体系のとおり、感染症（新型インフルエンザ等）と自然災害を別体系で計画する必要はなく、業務上想定されるあらゆるリスクに対し、徐々にBCPの拡張を進め、企業の経営基盤の安定強化を図ることが適切である。

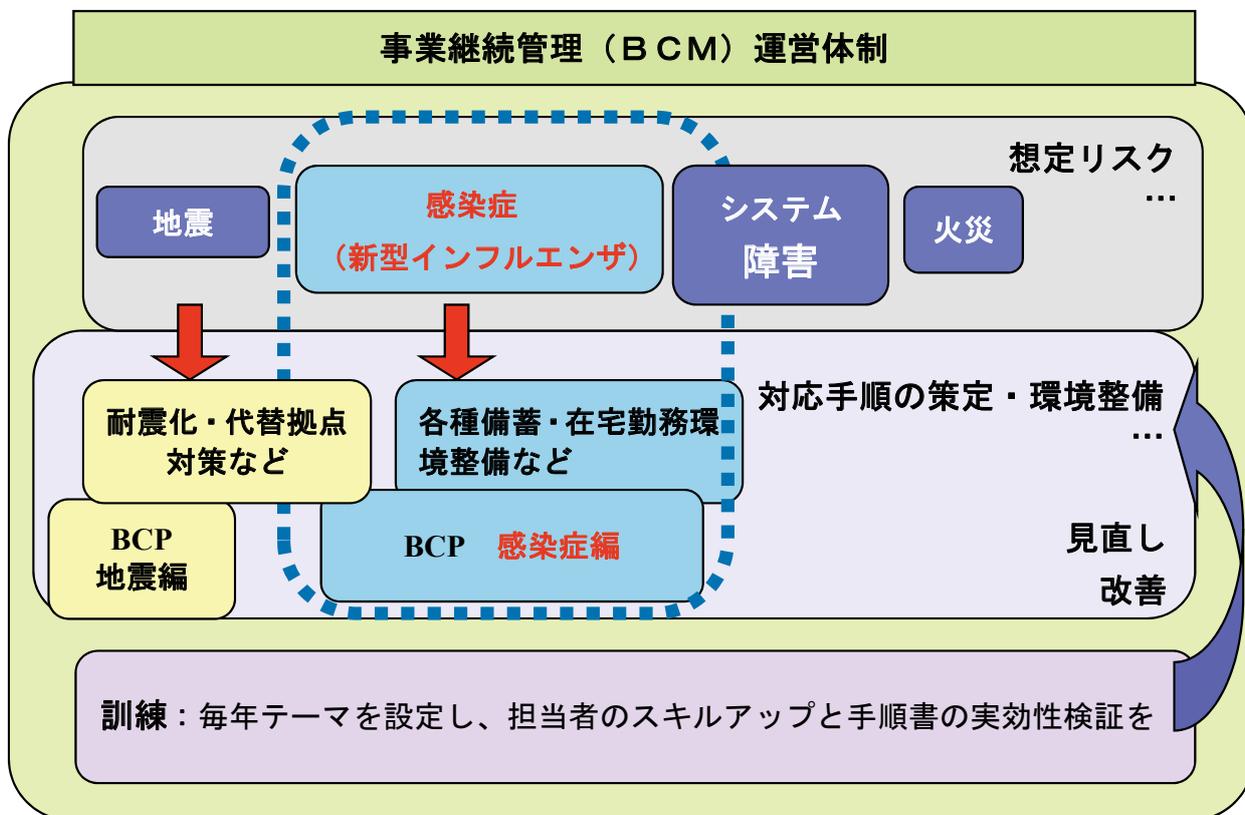


図4-2 事業継続マネジメント（BCM）の概念図

2) 臨機応変に対応可能な体制整備と後方支援の充実

感染症（新型インフルエンザ等）への対応については、新たな病原体が確認された後に、その感染予防策や影響度が明らかになるなど、事前準備と実際の対応とが必ずしも確定的に符合しないことから、業務拠点としてのオフィス空間を提供する側としては、テナントと連携し、臨機応変にBCPを運用できる体制を構築する必要がある。

その際、テナントによって、業務の特性に応じて感染症（新型インフルエンザ等）に対する対応方針が異なることが想定されること、一方で、テナントの感染予防・拡大防止対策に大きな格差があると、ビル全体での効果が上がらない懸念があることなどに十分留意する必要がある。本社においては、各ビルの管理担当者のBCP運用に際し、ビル管理要員の代替者の手配など、組織としての後方支援を充実しておくことが企業全体のBCMの観点から重要である。

3) 教育・訓練の実施

BCPは計画書として完成させることが目的ではなく、緊急事態においてBCPに沿った対応が確実に実行されるための運用上の実効性を確保することが目的である。運用の実効性を確認する方法は教育・訓練しかなく、人事異動に対応させた教育と、繰り返しの訓練が実際の運用の実効性を高めて行くこととなる。

事業継続マネジメント（BCM）における訓練は、事業継続のために策定した手順や仕組

みが想定したとおり機能するか否かの確認と訓練を通じた担当者のスキルアップが大きな目的である。訓練を実施することやうまくできること自体が目的ではなく、むしろ、実施する中で問題点を発見し、手順や仕組みをいかに改善すべきかを検証することが主眼でなければならない。一般的に訓練は、毎年テーマを変えて実施し、より広いリスクに対応できる経験を蓄積できるよう工夫することが有効である。

訓練には、あらかじめある被災状況を想定し、BCPにおける各人の役割や行動の整合性や実施可能性を確認する読合せをしたり、参加者に対応策を検討してもらう机上訓練、実際に手順に従った作業や設備の操作をする実地訓練、机上訓練と実地訓練を組み合わせたハイブリッド訓練といった形式があり、ビルの実情を勘案して、どのような訓練を実施するかを決定する。次に訓練の目的と成果に関する概念図を示す（図4-3）。

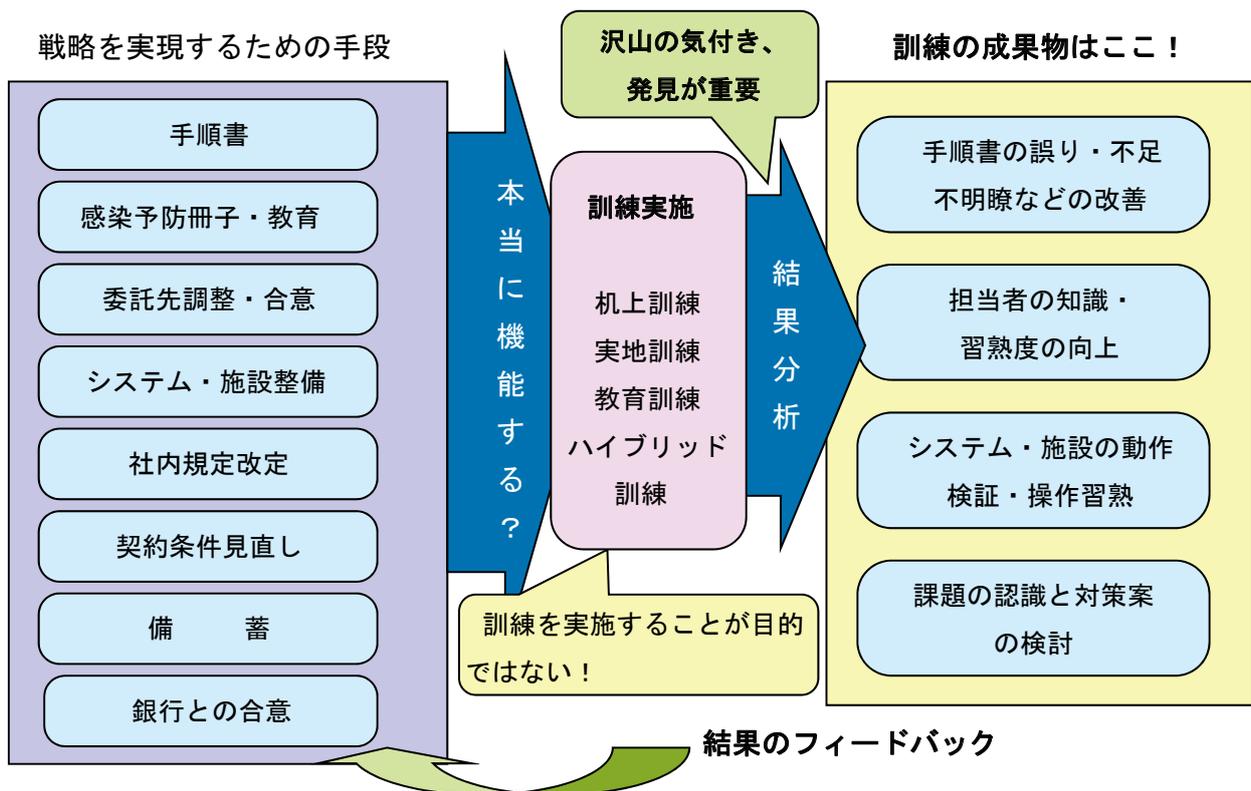


図4-3 訓練の目的と成果概念図

4.3 リスクコミュニケーション

地震などの自然災害とは異なり、感染症（新型インフルエンザ等）の場合、最初の発生報道から、ビル近隣かビル内での発生までの時間的余裕がある程度あると想像される。しかしながら、その後流行は数ヶ月の波が繰り返し、1年程度の長期にわたり影響が発生すると予想される。従って、リスクコミュニケーションも、発生初期から小康期までの長い期間に対応することを計画しておく必要がある。

発生した段階では、状況に応じて対外的な公表をする必要に迫られる可能性があるが、個人情報の開示などについては、行政の指導を踏まえつつ、慎重に判断すべきである。また、社内へのリスクコミュニケーションに際しても、個人情報の開示は必要最小限にすることが望ましい。

ビルの運営上は、テナントとのリスクコミュニケーションとビル拠点から本社組織への連

絡などについて、迅速に対応かつ正確に対応しなければならない。関係者間のリスクコミュニケーションの留意点を次に示す。

1) テナントとのリスクコミュニケーション

テナントとの間で想定されるリスクコミュニケーションは、主にビル側とテナント側の事業継続方針に関する相互理解と整合性の確認、感染者発生時の対応に関する相互連携が主なポイントとなる。

- ・ビル内における感染者発生時のビル管理側への通報と対応の相互連携
- ・ビル内の他テナントにおける感染者発生時の連絡と対応の相互連携
- ・ビル内の感染予防策励行に関する掲示物に関する案内
- ・ビル内の感染予防策の方針説明
- ・ビルの事業継続方針に関する説明（特に休止業務に関する説明）
- ・感染フェーズの変化に伴うビル内の感染予防策の実施状況に関する説明
- ・ビル共用部分の利用（一部閉鎖を含む）に関する協議と連絡
- ・ビル管理側スタッフの欠勤率増大時を想定した各業務のサービスレベルに関する協議と合意
- ・ビル管理側スタッフの欠勤率増大時のサービスレベル低下に関する連絡

2) 本社組織とのリスクコミュニケーション

本社組織とのリスクコミュニケーションは、主に感染初期における企業としての万全な対応と、各ビルで問題が発生した時の本社組織に対する報告や支援要請といった項目が主なポイントとなる。

- ・ビルの事業継続方針の説明
- ・ビル管理要員の欠勤に伴う代替要員の事前選定の要請
- ・初期段階における感染者発生時の本社への報告（発生の実態と対応状況、ビルの運営状況など）
- ・想定を超えるビル管理要員の欠勤時の代替要員の派遣要請
- ・備蓄品が不足した場合の追加補充の協力要請

4.4 ビル内で感染者が出た場合の対応

ビル内で感染者が出た場合に想定される実施項目について、以下に例示する。

1) 感染者・感染疑い者対応

ビル共用部で感染症（新型インフルエンザ等）の症状を呈した感染疑い者が発生した場合、以下の対応を行う。国内発生段階で対応が異なる。

- * テナント区画内で発症した場合、感染疑い者の対応は基本的にテナント側での対応となると想定されるが、ビルとしても対応や発表方法などを検討する。
- ・ 感染疑い者を速やかに別室（救護室か、個室など他人との接触が少ない場所）に隔離する。
- * 感染拡大防止のため、感染疑い者を隔離するための部屋または区画をあらかじめ定めておく。
- * 対応するビル側担当者は、感染予防のためあらかじめ定めた感染予防の措置を施し

たうえで感染疑い者の対応を行う。

- * 感染拡大防止のため感染疑い者には直ちにマスクを着用してもらう。感染疑い者がマスクを持っていない場合、各ビルで提供することも検討しておく。
- 国内感染早期であれば地元の「帰国者・接触者相談センター」、地元保健所もしくは自治体が定める手順に基づき、感染疑い者が発生した旨の連絡を行い、その指示を受ける。
 - * 感染の初期段階では、行動記録調査や病原体の影響度によっては、自治体側で消毒作業が実施されるか、またはビル側に実施を要請されることも想定される。
- 感染疑い者にビル内での行動履歴について質問し、記録する。
 - * ビル内での移動経路履歴（出入口・トイレ・エレベータ・訪問したテナントなど）を把握する。
- 行政側の指示に従い、対応を行う。また感染疑い者には、行政側の指示内容を伝え、それに従った対応を依頼する。
 - * 重篤な場合は自治体への連絡の際その旨を通知し、救急車などの手配を依頼する。

2) 感染拡大防止措置とビル内での周知

感染疑い者が行政側の指示に従ってビルを去った後、感染拡大防止のため、以下の対応を行う。また、テナント区画内で感染疑い者が発生した場合、上記1)の項目についてはテナント側の対応が原則と考えられるが、本項の感染拡大防止措置と周知については、共通的に実施する事項とする。

- 感染疑い者の行動履歴に基づきビル内共用部の清掃・消毒を行なう。
 - * テナント区画内で感染疑い者が発生した場合、テナント側に必要な情報の提供を要請する。また、テナント区画内の清掃・消毒作業はテナント側で実施が可能か検討する。
 - * 吐しゃ物などの措置については、あらかじめ対応手順（対応者の感染予防措置、吐しゃ物の清掃・消毒手順、廃棄方法など）に従う。
 - * 感染拡大した以降は、個別事象ごとに清掃・消毒することは困難と想定されるので、ルーチン作業として位置付けることも想定する。
- ビル内テナントに対し、ビル内で感染者が発生した事実と感染拡大防止のため必要な措置が完了した旨周知する。
 - * 感染初期段階での周知に当たってはテナント名、個人名など風評リスクにつながる情報開示に充分留意し、基本的に感染発生の実事と必要な清掃・消毒を完了し安心してビルをご利用頂ける状況であることだけをご案内する（テナントが発表する場合には、テナントと調整のうえ、発表内容を検討する）。
 - * 感染拡大後で、個別事象ごとに周知する必要が社会的にないと判断される場合には、ビルとしての感染予防策の実施方針を説明し、各テナントに対しても十分な感染予防策の実施を要請する内容のご案内に切り替える。

【情報等参照先一覧】

- 【資料1】** 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
公布1998年平成10年10月2日、最新改定2014年平成26年11月21日
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10HO114.html>
- 【資料2】** 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）
公布2012年平成24年5月11日、最終改訂2015年平成27年6月24日
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24HO031.html>
- 【資料3】** 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 平成25年6月7日発行
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/koudou.pdf>
- 【資料4】** 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（対策ガイドライン）
2013年平成25年06月26日版
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl_guideline.pdf
（以下のガイドラインが含まれる。）
- i. サーベイランスに関するガイドライン
 - ii. 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン
 - iii. 水際対策に関するガイドライン
 - iv. まん延防止に関するガイドライン
 - v. 予防接種に関するガイドライン
 - vi. 医療体制に関するガイドライン
 - vii. 抗インフルエンザ・ウイルス薬に関するガイドライン
 - viii. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン
 - ix. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン
 - x. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン
- （参考）新型インフルエンザ等の基礎知識
- 【資料5】** 厚生労働省健康局結核感染症課「感染症の範囲及び類型」平成26年3月
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000040509.pdf>
- 【資料6】** 厚生労働省 新型インフルエンザ 自治体の皆様へ 特定接種（医療）「特定接種（医療分野）の登録について」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/jichitai_20131210-02.pdf
- 【資料7】** 新型インフルエンザ（A/H1N1）に関する事業者・職場のQ&A
厚生労働省 平成21年10月30日
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/21.html>
- 【資料8】** 職場における感染リスクに応じた感染予防・防止対策と防護具、
第8回新型インフルエンザ専門家会議 平成20年7月30日 配布資料4
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/dl/s0730-13g.pdf>
- 【資料9】** 家族と企業を守る 感染症対策ガイドブック
東京海上日動リスクコンサルティング（株）編著・
国立国際医療研究センター 和田耕治 監修、
2015年4月 日本経済新聞出版社 ISBN978-4-532-31992-2

参考資料

テナントへの協力依頼文書の事例

ポスター等の掲示物の事例

建物内案内掲示

建物内トイレ用掲示

来館者用掲示イメージ

啓発ポスターなどの入手先（多言語も一部対応）

東京都福祉保健局

新型インフルエンザに関する多言語の情報と手洗いポスター

(テナントへの協力依頼文書の事例)

年 月 日

〇〇〇ビル
ご賃借人各位

〇 〇 〇 株式会社
管 理 部

新型インフルエンザ【〇〇感染症】に関する今後の対応について

平素は、当ビルの運営管理にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、報道の通り新型インフルエンザ【〇〇感染症】が世界各地で発生しており、日本においても感染の疑いのある患者が確認されました。

今後、日本国内において感染者が発生し、知事が地区感染期と指定した場合、新型インフルエンザ等対策特別措置法や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに沿った内容にて下記の対応をお願いする場合がございますので、その際にはご協力下さいますよう、改めてお願い申し上げます。

記

1. ビルのスタッフのマスク着用及び出社規制の実施
対策ガイドラインに沿って、ビルのスタッフもマスクを着用及び出社時に健康チェックをし、38℃以上の発熱がある場合は、当該社員の出社を見合わせて頂く場合がございますのでご了承ください。
2. 一部エントランスの閉鎖
不特定多数の方による館内の往来並びに人との接触を極力減らすため、一部エントランスの閉鎖を行います。
3. 空いているエレベータ及び階段の利用によるエレベータ混雑防止のお願い
エレベータ内での密集による感染防止のため、エレベータの乗籠制限を行います。ご賃借人各位におかれましては、空いているエレベータ若しくは階段をご利用なされますようご協力お願い致します。
4. 共用部（リフレッシュルーム、運転手控室等）の使用制限
不特定多数の方が滞留する共用部の部屋に関しては使用制限を行います。ご不便をお掛けしますが、ご協力お願い致します。
5. 管理室（防災センター）の受付ガラス窓の閉鎖
ビル職員への感染防止のため、受付ガラス窓を閉めさせていただきます。御用の方は、お手数ですが、ガラス窓越しにお声がけ下さい。

重ねてのお願いとなりますが、万一医師の診断により新型インフルエンザの感染、そのおそれのある方が発生した場合には、下記までご一報下さい。

今後も政府やWHOの発表にご注目頂き、落ち着いて適切にご対応下さい。

以 上

お問合せ先：管理部 〇〇、〇〇 TEL

(建物内案内掲示)

ご来館のみなさまへ

新型インフルエンザなどの感染予防のため

つぎのことを^{れいこう}励行しましょう !!

●「^{れいこう}手洗い」を励行しましょう!

インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。

手洗いとうがいの習慣をつけましょう。

●^{せき}咳などの症状がある方は「マスクの着用」を!

^{せき}咳やくしゃみをする時はティッシュやマスクを口と

鼻にあて、他の人に直接^ひ飛まつがかからないよ

う、「^{せき}咳エチケット」を守りましょう。

～インフルエンザ^{よう}様の症状がある方～

かかりつけ医などに事前に連絡し、受診の時間帯や受診方法等に

ついて指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診してください。

※かかりつけ医がない方や自宅療養中などのご相談は、下記で受け付けています。

- ・ 平日9時から17時まで : 最寄りの保健所の「新型インフルエンザ相談センター」
- ・ 平日夜間(17時から翌日9時まで) 及び 土曜・日曜・祝日 ○○○○-○○○○

(建物内トイレ用掲示)

来場者の皆様へ

新型インフルエンザに備えて、
正しい手洗いを身につけましょう！！

【 手洗いの基本 】

- ① 石けんを使い十分にこすり洗いをし、水で洗い流すことにより、ウイルスは大幅に減少します。
- ② 手洗い後の手拭用タオルは共用せず、個人用タオル・ハンカチを利用してください。

【 流水による手洗いの手順 】

手洗い前のチェックポイント

- ・ 爪は短く切っていますか？
- ・ 時計や指輪をはずしていますか？
- ・ 汚れが残りやすいところは特に注意して洗います。

汚れが残りやすいところ

- ・ 指先や爪の間
- ・ 指の間
- ・ 親指の周り
- ・ 手首
- ・ 手のしわ



- ①石けんをつけ、
手のひらをよく
こする。



- ②手の甲をの
ばすように
こする。



- ③指先・爪の間を
念入りにこす
る。



- ④指の間を洗
う。



- ⑤親指と手のひ
らをねじり洗
いする。



- ⑥手首も忘れ
ずに洗う。



- ⑦その後、十分に水で流し、清潔なタオルなどでよく拭き取って乾かす。

(来館者用掲示イメージ (イベントの内容・対象に応じて、適宜加工してご利用ください))

来場者のみなさんへ

★感染予防のため、つぎのことを励行しましょう★

- 「手洗い」を励行しましょう！
インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。外出から帰ったら、手洗いとうがいを
行う習慣をつけましょう。また、咳やくしゃみを手でおおったときにも手を洗いましょう。
- せき・くしゃみの症状があるときは「マスクの着用」を！
咳やくしゃみをする時はティッシュやマスクを口と鼻にあて、他の人に直接飛まつがかから
ないように、咳エチケットを守りましょう。

手洗いの準備と手順



手洗い前の準備

- ◆爪は短く切っていますか？ ◆時計や指輪をはずしていますか？

汚れが残りやすいところは注意して洗きましょう

- ◆指先、◆指の間、◆親指の周り、◆手首、◆手のひら



- ①石鹸を泡立て、手のひらをよくこする
- ②手の甲をのぼすようにこする
- ③指先・ツメの間を念入りにこする
- ④指の間を洗う



- ⑤親指と手のひらをおし洗いする
 - ⑥手首も忘れずに洗う
- 最後に石鹸を洗い流し、清潔なタオル
で拭き取って乾かしましょう！

～ インフルエンザ様の症状がある方 ～

かかりつけ医などに事前に連絡し、受診の時間帯や受診方法等について指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診してください。

※かかりつけ医がない方や自宅療養中などのご相談は、下記で受け付けています。

- ・ 平日 9時から 17時まで：最寄りの保健所の「新型インフルエンザ相談センター」
- ・ 平日夜間(17時から翌日 9時まで) 及び 土曜・日曜・祝日 : ○○○○-○○○○

啓発ポスターなどの入手先（多言語も一部対応）

東京都福祉保健局 医療・保険 新型インフルエンザ対策

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryu/kansen/shingatainflu/index.html>

1. 新型インフルエンザ対策多言語パンフレット

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryu/kansen/shingatainflu/polyglot-pamphlet.html>

2. 新型インフルエンザ感染防止・拡大防止啓発用ポスター

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryu/kansen/shingatainflu/poster.html>

3. 新型インフルエンザ対策リーフレット

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryu/kansen/shingatainflu/leaflet.html>



新型インフルエンザに関する多言語の情報と手洗いポスター

財団法人自治体国際化協会 多文化共生 多言語情報等共通ツールの提供

13言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ロシア語、フランス語、ドイツ語、日本語）

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/flu.html>

<p>Wash Your Hands Regularly</p> <p>Create lather with soap and wash your hands as shown below.</p> <p>Before washing</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆Are your nails cut short? ◆Have you removed your rings and watch? <p>Check! </p>  <p>Places where dirt easily remains</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆Finger tips ◆Between fingers ◆Around the thumb ◆Wrist ◆Wrinkles on your hand <p>(1) After creating a lather with the soap, thoroughly wash the palms of your hands. (2) Wash the back of your hands</p>	<p>手を洗いましょう。</p> <p>石鹸を泡立て、以下の手順で洗いましょう。</p> <p>手洗い前の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆爪は短く切っていますか？ ◆時計や指輪をはずしていますか？ <p>Check! </p>  <p>汚れが残しやすいところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆指先 ◆指の間 ◆親指の周り ◆手首 ◆手のしわ <p>(1) 石鹸を泡立て、手のひらをよくこする (2) 手の甲をのばすようにこする</p>
<p>让我们洗手吧！</p> <p>把肥皂搓出泡沫，按如下顺序洗手吧！</p> <p>洗手前的准备</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆指甲剪了吗？ ◆手表和戒指摘了吗？ <p>Check! </p>  <p>污垢容易残留的地方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆指尖 ◆手指缝儿 ◆拇指周围 ◆手腕 ◆手上的皱纹 <p>(1) 石鹸を泡立て、手のひらをよくこする (2) 手の甲をのばすようにこする</p>	<p>(3) 指先・ツメの間を念入りにこする (4) 指の間を洗う</p>  
<p>손을 씻읍시다</p> <p>비누거품을 내서 다음 순서로 씻읍시다.</p> <p>손 씻기 전의 준비</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆손톱은 짧게 잘랐나요? ◆시계나 반지를 했나요? <p>Check! </p>  <p>더러움이 남기 쉬운 곳</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆손끝 ◆손가락 사이 ◆엄지손가락 근처 ◆손목 ◆손바닥 주름 <p>(1) 거품을 내서 손바닥을 열심히 비빈다 (2) 손등을 높이듯이 문지른다</p>	<p>(5) 親指と手のひらをねじり洗いする (6) 手首も忘れずに洗う</p>   <p>石鹸を洗い流し、清潔なタオルで拭き取って乾かす</p>

(無断転載を禁ず)

**感染症に対応した
事業継続計画（BCP）作成
ガイドライン**

発行日 2016年2月

編集兼発行 一般社団法人日本ビルディング協会連合会

住所 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1

大手町ビル 349 区

TEL 03-3212-7845

FAX 03-3212-6783

URL <http://www.jboma.or.jp>